

Title	在外武官の研究
Sub Title	Historical research concerning Japanese military officials stationed overseas
Author	内山, 正熊(Uchiyama, Masakuma)
Publisher	慶應義塾大学法学会
Publication year	1981
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.54, No.3 (1981. 3) ,p.9- 58
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	遠峰四郎教授退職記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19810315-0009

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

在外武官の研究

内 山 正 熊

- 一 はじめに
- 二 その制度的沿革
- 三 在外武官の概念規定
- 四 在外武官の類型
- 五 明治・大正期の事例
- 六 結 び

一 はじめに

在外武官は、軍人の中でも、きわめて特異な存在である。それは、第一線部隊のライン系統にもなく、また参謀系統のスタッフの中でも主流でなく、それは文字通りの外様の存在である。いゝかえるならば、戦闘部署についている司令官、部隊長、艦長などのラインに乗つたものではないし、さりとてまた、陸海軍省など軍政部署、参謀本部、軍令部といった軍令スタッフ

の中樞に位しているものでもない。総じて、在外武官というものは、軍人としてはまともな軍事機能を果す立場にはないだけに、それは軍事組織の中での盲点ともいわるべき位置にあつたのである。

この軍人らしからぬ任務についている在外武官については、従来先入主がもたれていた傾きがある。古くは、日露戦争における明石元二郎大將が諜報機関を操つて帝制ロシアの後方攪乱を図り日露戦争終結に寄与したこと、近くは、日独伊三国同盟を締結するに当つて中心となつた大島浩駐独大使のような軍人のことが連想されるかも知れない。しかし、このような側面に見られる活動のみが在外武官の本務ではないのである。たしかに在外武官は戦争に備える活動をすることがあるにしても、それだけが在外武官の任務ではない。在外武官には、純軍事的目的でない特有な存在理由があるのである。通常、在外武官は、駐在武官と同義にされて一見安易な閑職に見られながら、実は一般には知られない苦難を背負うことが少くない。その実績を実証的に外交記録の中で調べてみるならば、その軍人としては陽の目を見ず看過されがちな在外武官が、実は意外なところで任務を遂行しているのを発見する。

まず第一に気付くことは、在外武官の中でも最も代表的な駐在武官は、いわゆるアタシェとして大公使館に附随する従属的ないしは伴食的存在であることにはちがいないにせよ、その性格が同じ大使館アタシェでもシビリアン系統のもの⁽¹⁾とちがい、軍人という身分をもつている二重人格であるということである。駐在武官は、大公使館に所属し外交特権をもつ外交官であることは特に注目すべきところである。現役軍人であると同時に外交官の資格をもつていることから、駐在武官は、まさに軍人外交官である。⁽²⁾これをたとえていえば鎧を着た外交官である。したがつて、駐在武官は、軍人でありながら、シビリアンの外交機能を果すものであり、儀礼的な外国武官との友好促進に努めるものであつて、その本来の機能は何であるかという⁽³⁾と、軍事情報収集のみであるとはいえない。もしそれだけならば、駐在武官は本質的には軍事探偵と何らえらぶところがないであらう。

この点から考えると、在外武官は、一般軍人のもつ純軍事機能以上の職掌があるのであり、それは、外交官と表裏した機能をもっているのである。これを戦略戦術との関連においてみるならば、軍事戦闘に直接関係するのが一般の軍人の任務であるから、職業軍人が直接目標達成のため戦術面の軍務に邁進するのがつねであるのに対して、在外武官の方は、外地にあつても戦術戦闘に関与することはむしろ少く、長期的な展望の下に戦略次元で行動するのである。その行動半径も、単に軍事を外れた国際的舞台、国際外交面に及び、在外武官の使命は、軍事的目的達成にあるばかりでなく、和戦にかゝる高等政策、いゝかえるならば、軍部の方向決定に影響を及ぼすような形で寄与であるべきである。軍人外交官の真価は、軍事と外交の両面にまたがつていることにあるのである。⁽³⁾

いわば在外武官は、軍人としてよりも、外交官僚ないしはステーツマンの要素が要るのであつて、このような軍人は、戦争の準備を行い開戦に役立つものとされていた従来の概念を蟬脱するものであらう。しかもこのようなタイプの外交感覚を備えた軍人が、今日の国際化時代においては待望されているのである。

従来、在外武官といへば、一般に一定の任地に定着して、派遣国と駐在国との間の^{バイラル}二国間の関係に携わるものとされていたが、いまや単にその二国関係だけでなく、^{マルチラタル}多边的な関係において国際的な仕事をするようになっていのである。すでにその先例は、第一次世界大戦後に見出される。⁽⁴⁾それまでは、大公使館附武官が戦時中は共同作戦に従事する任務をもつた情報連絡的存在であるのをつねとしたのであるが、大戦の終了に伴い、ヴェルサイユ講和条約が成立し、その実施が日程表に上るや戦後処理の具体的担当者として連合国軍人の登場を見るに至るのである。敗戦国ドイツの軍備解体状況監視から国境劃定という現地確認の仕事などは、戦勝国軍人の肩にかゝつて来たのである。このような講和実施委員には、わが国も戦勝国として、外交官に加えて陸海軍人を送つて、欣然協力したのであつた。

この形の在外武官は、実際戦闘に参加しない非軍事的任務ではあるけれども、政治外交的には日本の国際的地位の向上に

寄与した意義が大きい。現在も国際紛争がたえることがない以上、このような軍人ならではの果しえない任務が在外武官には課せられているのである。それは現に、国連軍の出動する際要請されているところである。こゝに、在外武官は、一国の利益に奉仕するもののみではなく、国際秩序維持のためにも存在するものであることが認識されるであらう。その場合には、在外武官は軍人であると共に国際公務員でもあるわけである。

この意味において、在外武官の研究は、軍事と外交との接点を迎える外交史的なものであり、それは外務当局と軍部との接触協力の側面を究明する国際外交の問題である。本稿においては、その対象領域を一九一〇年代までのわが国在外武官にのみ限り、それを外務省記録の中から実証的に検索するにとどめ、日中和平などに関係すること多かつた昭和期の特務機関関係までには及ばなかつた。

(1) 外務省の百年下(外務省百年史編纂委員会編)第九章「大・公使館付武官並同輔佐官について」所収の米国大使館附武官に対する「駐割中へ大使ノ管轄ニ属シ一切ノ分限大使館員ト異ルコトナシ」という海相斎藤実の訓令は、明治以来の駐在武官の格率であつた。(同書一四一六頁)

(2) 小稿、軍人外交官——駐在武官の研究——国際法外交雑誌七四卷六号。

(c) Robin Higham, *The Military Intellectuals in Britain: 1918-1938*. Rutgers University Press, New Brunswick, New Jersey, 1966. 24
p. 171. *They are principally concerned with preventing war in the first place by making their democratic nation strong enough to deter any aggression from taking a hostile course of action toward it.*

(4) 在外武官のこの性格が最も鮮明になるのは、戦時から戦後への過渡期において見られる。その適例は、第一次世界大戦の終戦に伴う在外武官の立場である。一九一八年十一月十一日の休戦の日までは、日本の武官は、いわゆる観戦武官としての在勤であつた。例えば、大正七年八月十二日の大島健一陸軍大臣の後藤外務大臣宛「吉井大佐以下十名歐洲派遣ニ関スル通牒」によれば、十名の陸軍将校が「軍事視察ノ為」仏国へ出張したのであるが、これら十名の将校の中で、吉井、中島、笠井、鴨脚の四武官は、ひきつづいてヨーロッパに残留して講和実施事務に当つたのである。すなわち、観戦武官から講和条約実施委員に變つたわけである。一九一九年六月、ヴェルサイユ講和条約が成立し、その実施段階に入ると、一躍して軍事委員は脚光をあびるに至る。わが国の講和条約実施委員長たる松井慶四郎、次いで石井菊次郎の両日本代表の下に、条約実施陸軍委員長たる渡辺秀、次いで静岡知次の両少将は、國境制定などの任務に當る数十名の将校と共に独戦後処理活動に従事するのである。また、それに伴う國際會議には、これら將校は参加する。一九二一年八月二日の最高會議中、「ダーダネル問題ニ関スル連合國會議」の記録には、ヴェルサイユ軍事委員會議長フォッシュの下に、日本代表として左記武

官の名が見えている。

	{	Maréchal Foch
Pour la France	{	General Weygand
	{	Vice-Admiral Grasset
	{	Capitaine Poupon
.....		
Pour le Japon	{	Général WATANABE
	{	Capitaine de Corvette INOUE
	{	Commandant SAKAI

二 その制度的沿革

わが国の大使館付武官は、はじめ富国強兵を目ざす国政の一環として、先進西欧諸国の軍事制度を学びとるために派遣されたのであるが、この在外武官派遣の提唱者桂太郎の建白書には、陸軍の兵制改革のためには「有為の人物を選抜して欧州に派遣する」こと⁽¹⁾の必要が力説されている。西洋先進国に追いつき文明諸国の仲間入りすることを切望した明治日本が西洋文物を学ぶために留学生を欧米に送つたのと軌を一にして、わが陸海軍当局も有為の人材を先進国に送りこんだのである。わが国における在外武官の濫觴^{らんしやう}は、実にこの海外留学生派遣に始まるといつて差支えない。

注目さるべきことは、鎖国の禁が解かれる幕末維新以前から、少壮有為の士が欧米に渡つて留学していたことであつて、その中には海陸軍事を学ぶ目的の者が少くなかつた。後年陸海軍の中樞となつた人材は、夙に留学を志したのであつたが、幕末から明治にわたつて、とりわけ日本海軍は、えり抜きの人材を西洋先進国に学ばせ、それによつて後年世界一流の海軍国の基礎を築きあげたのである。⁽²⁾普通、留学生というと、若年未熟の学生を指すことが多いけれども、明治初年には年齢に關係なく、先進諸国で専門分野の研究対象を学んだのである。このような留学生は、帰国後に本格的な軍事勤務を果し、或

は陸海軍の中央組織の経験を踏んでから、再び海外に赴任して輔佐官となり、さらに駐在武官の地位につくことが珍しくなかつた。

わが国において、駐在武官制度をはじめて提唱して、それを自ら実現するのに与つて力あつたのは、桂太郎である。明治初年にドイツに自費留学して帰朝し、陸軍の中堅に座り、征台の役を終つてわが陸軍の改革を痛感した桂は、公使館武官派遣の議を大いに主張したのである。その理由とするところは、左の通りであつた。

「陸軍の兵制を改革せんと欲せば、欧州より適當なる教師を招聘すること必要なりと雖も又我が有為の人物を選抜して欧州に派遣するの更に必要なるを知らざる可からず。而かもその人物は、尋常書生にては政府部内に就て研究すること困難なるを以て、宜しく其の便宜を得るの資格を具し、多少其の経験に富める武官を派遣し、彼此の状況程度を比較斟酌し商量研究、以て我が陸軍を改革すべき資料を採収せざる可からず。此の目的を達せんが為には、先づ欧米各国に向ひて宜しく公使館附武官を派遣駐在せしむるの策に出づべし。又清国にも同じく武官を派遣するを要す。是れ固より学問研究の目的にあらず、又實に改革の資料を得る為めのみにあらず、彼国の兵制及び実況を視察し、緩急の場合に際し、実地に応用するの目的を達せんが為なり。是れ清国と講和せし今日に於て最も速に著手せざる可からず」と述べているが、こゝに図らずも在外武官に二つのタイプがあることが指し示されている。すなわち、客観的研究調査目的をもつものと實際的軍事偵察目的のものとの二種である。

桂が独逸公使館附武官を命ぜられてベルリンに赴くことになり、東京を出発せんとするに當つて、山県陸軍卿が桂に与えた左の服務心得は、⁽³⁾駐在武官の使命を表示しているかと思われる。

凡そ陸軍参謀料の将校を公使の館中に参任して、締交諸國に派駐せしむるは、觀光の本意にして全く伴属する所の公使の管下に属し、一切の權利、公使館附屬諸人に異なることなし、是れを以て平素深く天皇陛下と其の国君主と交際上の信義を体し、聊にても本邦

の国体公使の名譽を玷けざるを主とし、自ら戒飾して仮にも卑劣の振舞ある可からず。殊に武官は廉潔節操を重んずる職分たれば、其身の行狀、我か陸軍に關涉することを思念し、其名譽を貶す可らず。総て札駐の間は、出入起居共に公使館の成規を遵守し、事々公使の許可の上にて従事し、敢て專擅なることあるを許さず。

凡そ視察は其国の兵制、軍法より兵家地理、兵家政表等の目、從來參謀科にて講究する所の方法に従ひ、之を實地に試験し、殊には其國他の諸國と實際上の關係に注意し、其利害強弱の形勢等如何たるを報告すへし。

凡そ本管への報告は、其公使館と日本外務省との往復に依託し、平常報告と特別報告を區別し、平常報告は号数を逐ひ、有事無事に係はらず順次に之を報告し、若し其地方干戈の変動等ありて、特別報告を用ゆへきは別に号数を起し、亦逐次に報告すへし。

若し本管より特別に報告を要し下令する所あらは、勉勵其事に任し、詳委を悉すへし。事若し武器兵仗等の利害、若くは新製に係はる器械等は、諸説を網羅して遺漏なかるへし。

凡て視察に係はる事項は、時として交際國の嫌忌に触るゝこと無しとも謂ふ可からされは、此等の事を避る為に、事毎に所屬公使の思慮決定に任かすこと肝要たるへし。

右の件々篤く体認し、本務に服従すべき者也。

明治八年四月廿八日

陸軍卿 山県有朋

普國在留日本公使館附

陸軍少佐 桂 太郎 殿

しかし、この山県の服務指針は、外交は外務省の管掌するところであるから、駐在武官は、本国との連絡も公使館を通じて、公使の指揮下になければならないという外交一元化の原則を表明したものであつたのに拘らず、これは不幸にして其後軍部の力が高まるにつれて、實際上空文化されたこと周知の通りである。公信も直接武官と軍部とが直結して往復されるようになり、それは統帥權の延長として默認されるに至つたのである。

海軍においては、明治二十六年の海軍系統一覽(第二十一表)に、天皇に直屬する海軍軍令部の系列に「公使館附」という形で、はじめて在外武官が制度的な地位を与えられるに至る。但し注意されることは、二十六年の表示に、海軍軍令部長の下

に「海軍文庫」とあつたところが、二十九年の第二十二表においては、「副官」、「第一局」、「第二局」の次に「牒報課」におき代えられてあり、この傍系列に「公使館附」がおかれていることである。これが三十年になつて、海軍軍令部次長制が十二月一日改制で生れると、この海軍軍令部長、次長の下に、「副官」、「第一局」、「第二局」、「第三局」となり、「牒報課」が消え、その代りに出来た「第三局」の横に「公使館附」がつけられるに至るのである。以後三十五年までこのまゝの地位にあるが、三十六年に至ると、十二月二十八日改正で、次長の下に「参謀」が加えられ、この系列に「公使館附」が位することになる。更に日露戦争勝利の直後の三十八年十二月八日改正で、それは「大、公使館附」と改められる。すなわち、軍令部長、次長の下に、「副官」、「参謀」と四部署の横に「大、公使館附」が直結されるのである。これは、日露戦争を通じて、在外武官の重要性が認識された結果、このような形になつたのであると思われる。大正四年に至るまで、この「大、公使館附」の位置づけは変らないが、大正五年になり、五年八月一日、大公使館附の系列に「同輔佐官」というポストが新たに設けられる。大正七年五月三日、その名称が、「大使館附武官公使館附武官」に改められる。以後昭和九年に至るまで、その位置付け、名称は全く変わらず、時に駐在武官と俗称されることがあつても、「大公使館附武官」と「同輔佐官」の名前が通用することになつたのである。こゝに観取されることは、大公使館附武官は、海軍省系統でなく、軍令部系統であり、したがつてそれが統帥権の下で存在を認められていることである。すなわち、

海軍軍令部条例（明治二十九年三月二十六日勅令第五十九号、三月二十七日官報公布）には、

第十三条、在外帝国公使館ニ公使館附將校トシテ海軍佐官若クハ海軍大尉ヲ置キ海軍軍令部長ヲシテ之ヲ管セシム

と明示されているのである。その定員も、公使館將校 海軍佐官及海軍大尉八ときめられている。なお海軍が参謀本部の傘下にあつて陸海未分離時代、参謀本部条例（明治十九年三月十八日改正）の第十五条に、「海軍部第三局ハ外国諜報ヲ司トルモノトス」とあり、海軍軍令部が独立した後にもその部署に牒報課というものがあり、これが第三局となつても、その横に

「公使館附」がつけられていることは、公使館附武官の性格を或る程度明らかにしていると思われる。爾來、大正七年に至るまで、その姿は変らないが、形式名称について、大正五年七月十五日軍令海第八号で、

海軍軍令部条例中第八条中「大使館附及公使館附」ヲ「大使館公使館及同輔佐官」ニ改ム是レ大正三年後ノ戦乱ノ実蹟ニ稽ヘ必要ニ
応シ大使館附武官輔佐官ヲ置キ大使館附武官ノ職務ヲ輔佐セシムルコトヲ適當ト認ムルノ理由ニ出ツルモノナリ

大正七年五月二日軍令海第二号ヲ以テ海軍軍令部条例第八条中「大使館附公使館附」ヲ「大使館附武官、公使館附武官」ニ改ム、是
レ大公使館附ノ武官タルコトヲ明示スルノ必要ニ由ルモノナリ

爾來今日ニ至ルマテ海軍軍令部条例ノ改正ヲ見ス⁽⁵⁾

とあるが、この在外武官制度は大正年間に確立したと見ることが出来る。

注目すべきことは、日本海軍の重鎮中樞をなす者は殆んど英米留学の経歴をもっていることである。元帥大将の名前を列挙するならば、東郷平八郎、伊集院五郎の元帥組をはじめとして、嶋村速雄、上村彦之丞、黒井梯次郎、加藤友三郎などの元老組から、降つて、枋内曾次郎、井出謙治、山下源太郎、財部彪、安保清種、山県正卿、小栗孝三郎、藤田尚徳、中村良三、末次信正、小林躋造、豊田貞次郎、塩沢幸一、高須四郎、豊田副武、沢本頼雄に至るまでの英国組、米組としては、古くは明治十七年齊藤実から瓜生外吉、柴山矢八、竹下勇から、近くは、野村吉三郎、谷口尚眞、永野修身、長谷川清、百武源吾、山本五十六、伊藤整一の諸大将がある。ドイツ留学組は、古くは片岡七郎、八代六郎、鈴木貫太郎、近くは大角岑生、山本英輔、百武三郎、近藤信竹、野村直邦、遠藤喜一の諸大将、ロシアに加藤寛治、米内光政（駐在）、フランス組は古くは吉松茂太郎、村上格一、近くは加藤隆義、井上成美、古賀峯一の諸大将、イタリア駐在には藤井較一、嶋田繁太郎の諸大将がある。中将、少将に至つてはあげ切れない程多士齊々である。⁽⁶⁾

これに対して、陸軍の方は、ドイツ留学組が圧倒的に多いことは興味ある事実である。太平洋戦争中の陸軍首脳の殆んどがドイツ駐在経験者であつたことは注目に値する。とりわけ、開戦時の首相がドイツのみしか知らず、英米に足をふみ入れ

る余裕なく、したがって英米という大国を知らなかつたところに、太平洋戦争の悲劇の一因があつたのではなからうか。

- (1) 公爵桂太郎伝 乾巻(原書房版) 三四四頁。
- (2) 島田謹二 ロシアにおける広瀬武夫 三〇頁。
- (3) 公爵桂太郎伝 乾巻三四六頁、三四七頁。
- (4) 海軍系統一覽 海軍庁審沿革 付・軍令部沿革(原書房版) 八七、九二頁。
- (5) 海軍軍令部ノ起源及沿革 昭和四年八月 海軍大臣官房(原書房版海軍系統一覽) 六六六頁。
- (6) 以上は、日本近代史料研究会編「日本陸海軍の制度・組織・人事」(昭和四十六年東京大学出版会)の資料から摘出したものである。
- (7) 陸軍大臣、東条英機(大正八年スイス駐在、一〇年ドイツ駐在)、陸軍次官木村兵太郎(大一一ドイツ駐在)、第一方面軍總司令官山下奉文(大八・スイス駐在、大一一、ドイツ駐在)、南方軍總司令官寺内寿一(明四四・オーストリア駐在、大正二、ドイツ駐在)、參謀次長、梅津美知郎(大二、八年ドイツ駐在) 參謀次長河辺虎四郎(昭一四、ドイツ駐在)の如く、陸軍大將一四三名中、米國駐在員は三名、英國駐在は四名を数えるのみで、英米留学組は蔭うすい。

三 在外武官の概念規定

在外部官とは、いかなる種類の軍人であるか、軍事制度の中でいかなる位置付けがなされるものであるかは、定かであるとはいえない。それは、文字通りの外国に在る武官であることは分り切つていても、精確にその実体を明らかにすることは、必ずしも簡単ではない。その第一限定である外国に在るということにしても、軍人が一時的に国外に旅行したり、或いは会議などに一時海外出張したとしても、そこに継続性がない限り、在外武官の範疇に入ることが出来ない。またその駐在の意味は、通常首都に在る大使館附として、すなわち在外公館の一員としての地位をもつ駐在性があるか否かも問題となる。厳密にそれを在外公館に所屬し、その公館長の配下にあるという意味にとれば、この在外武官の範囲はきわめて限られたものになるわけである。しかし、事実上は、このような武官よりも、そうでない武官の数が遙かに多いのである。在外武官というときには、その法規上の正式駐在武官のみでなく、その中には入らない他の種類の將校、例えば武官の輔佐官、

留学などの駐在員、ないしは軍事顧問などが含まれる。その員数からみても、いわゆる駐在武官の数は、原則的に陸海軍につき一国一名であるから、任地国の数によつて限定され、同一人物が他国の駐在を兼任する場合でも、国家数をこえることが出来ないから、その数は、多くはないのに反して、駐在武官以外の武官の数は、同一国に複数存在するのも珍しくないから、その数は多数に上り、その果す実質的な仕事も多大である。

ここですまず最初に、駐在武官と在外武官とが混同されていることが多いので、その異同を検討しておきたい。次に、武官という概念もまた、文官との対照的概念であることは明らかであつても、文官でない軍人はすべて武官であるとはいえないことも注意しておくべきであろう。武官は、軍人の中でも特殊な範疇に属するものである。

総じていうならば、同じく外国にあるとしても、駐在武官、すなわち大公使館附武官が一定の在外公館に所属しているのに対して、在外武官といわれるときには、文字通り広い範囲のものをさす。したがつて、在外武官と駐在武官とは同一のものでないのに拘らず、一般には、これを同視して、「在外武官とは、公務のために外国に駐在している軍人、すなわち鎧を着た外交官である。外交官としての待遇を受け、儀式などにはその軍を代表して出席する一方、駐在国の軍情などを調査することを任務としている」とされている。それはまた「鎧を着た武官外交官」である⁽²⁾と象徴的にいわれたりしているのである。

しかしながら、在外武官がこのように外交官という概念と結びつけられること、在外武官は実質的には大公使館附武官に限られることになり、それ以外は在外武官とはいえなくなる。実際には、外交特権をもたない外国に在る軍人は、輔佐官をはじめ少くないのである。この意味から、在外武官は駐在武官とはちがつて、ただ公務のため外国に在る軍人という広義にとり、外交官と同格のものとならないことが必要である。

次に、軍人の概念にしても、在外武官の視点では、厳密に規定しておく必要がある⁽³⁾。軍人にもさまざまな種類があるけれども、こゝに武官と呼称されるときには、それが職業軍人のことをいうのはいうまでもないが、それが現役軍人であること

を要し、退役軍人が外国政府顧問になつても在外武官とはいわれない。この広いいみの在外武官の中で、駐在武官でないのに紛らわしく用いられたものに「駐在」がある。⁽⁴⁾「駐在」には大別して二種類ある。その一つは、軍事情報の収集を目的として各地に駐在する武官である。その二は、大学などに籍をおいて、それぞれの専門とする學術を修得することを主とし、併せて語学を勉強するものであつて、いわゆる「語学将校」(ランゲージ・オフィサー)である。前者は、太平洋戦争の直前まで現に米国西岸に駐在していたのである。それは、米海軍に関する具体的な情報入手取得しようとする秘密情報活動に携わつたのであるが、時に身分をかくして目立たぬようにする必要があり、そのため身の危険すらつきまとつたのである。後者も、やはり戦争直前米国に駐在していたのであつて、この方は、身分を明らかにして学生生活を送るのをつねとする。この後者のタイプは、前者のような非合法の活動をすることなく、合法的範圍を逸脱しないことが肝要である。それは身に寸鉄を帯びることなく、軍人の本務とは縁遠いかに見える立場に立ちながら、しかし他面においていわゆる大偵察ともいうべき意味の活動、例えば、相手側の国力、政治、外交、経済、なかでも軍事の動向、人心の帰趨などに関してマクロに觀察することを後者は任とするものである。

このような後者のタイプの存在は、過去においても、現在においても、頗る重要なものであり、その意義は無視すべからざるものがあるのである。特にわれわれが看過出来ないことは、日米戦争直前に、米国がわが国に送つて来ていた語学将校^{ランゲージ・オフィサー}のことである。⁽⁶⁾この語学将校は、単なる諜報勤務要員ではなく、日本語の研究を通じて日本をよく知り、その心理的対応を研究したのである。例えば、後年米軍の中樞になつたマックス・テラー元帥のように後年彼等は、対日戦中に宣伝活動に従事したのみでなく、戦後の占領時代に大きな役割を果たすことになつたのである。しかしこの先蹤は、ただ最近の米国の事例をとりあげるまでもなく遠く明治の頃から見出されるのであつて、一九二〇年代までに英国からすでに百人を遙かに越えた将校が来日していたのである。明治後半は日英同盟の全盛時代であつたから、わが皇室は、英王族を兄父の如く見做し、

宮廷相互間の親密を反映して、軍関係でも将校の派遣が盛んに行われていた。その好適例は、ピゴット少将であつて、在日期間実に十三年に及び、後年日英關係が悪化してからも、同少將の緊迫事態打開に果した役割は顯著なものがあつたのである。親英米が伝統的な海軍においては、明治以来、昭和に及んでも将校の海外派遣が依然として慣行になつていたのであつて、日米開戦直前に近い一九四一年に入つても、現役の士官が駐在としてアメリカに送られていたのである。⁽⁷⁾その先例を辿れば、明治初期アナポリス兵学校に正式入学し、卒業生名簿に載つてゐる提督は二、三にとまらず、またニューポートの海軍大学などに入学して研修する慣例は戦後の最近とみに盛んである。⁽⁹⁾これら平時に外国軍隊で日常生活を過した将校が、後になつていかに大きな影響をもつかは想像に難くない。⁽¹⁰⁾

ここに在外武官の概念を検討してその範圍を限定した結果、それは単に大公使館附武官いわゆる駐在武官に限ることなく、ひろく陸海軍から海外に派遣された武官、いゝかえるならば、駐在武官系統の輔佐官だけでなく、ひろく外国で勤務した現役將校を指すものとしたのであるが、このように在外武官の範圍を広範なものにすることによつて、實質的に軍人の對外活動の実体を把握することが出来るであらう。したがつて、在外武官の中には、在外武官固有の任務を果すために派遣された將校、⁽¹¹⁾具体的特殊事項修得を目的とした外国留学の將校、また造船造兵監督官として外国に駐在した技術將校も含まれるであらうし、また特別の任務を帯びて長期派遣された軍人、占領地行政のために在勤した軍人も入ることになるであらう。それは、在外武官の足跡を辿ることによつて、軍事の外交的側面を浮彫りにするであらう。

(1) 明治以来大洋戦争終結までの間各国に派遣された駐在武官数は左の如くである。

	陸軍		海軍		陸軍		海軍	
アメリカ	17		22		20		22	
イギリス	15		26		23		17	
フランス	16		23				23	
ロシア(ソ連)								
ドイツ								
イタリア								

清(中国)	25	29		スペイン	2
韓	15	7		アフガニスタン	
インド	13			ビルマ	2
トルコ	6	6		満州国	10
オーストリア	16	3		フィリッピン	1
ハンガリー	4			国際連盟	13
オランダ	3	2		(以下海軍のみ)	
スイス	4			南洋在勤	8
スウェーデン	7	3		上海武官	15
ポーランド	8			南京武官	13
シンガポール駐在	7	4		漢口武官	13
フィンランド	4	2		北京武官	5
ポルトガル	2	2		青島武官	9
ラトビア	6			アモイ武官	5
チリ	4	2		国民政府顧問	4
アルゼンチン	6	3		海南島特務部長	6
ブラジル	7	5		汕頭武官	3
メキシコ	8	6		パタゴニア在勤武官	1
カナダ	3	3		南西方面艦隊	3
タイ	7	6		民政府総務局長	
イラン	6			ボルネオ民政部長	2
ルーマニア	3	4		セレベス民政部長	3

(前掲「日本陸海軍の制度・組織・人事」に拠る)

以上駐在武官(輔佐官以下を除く)だけの統計をとつてみると、戦前に陸軍二九一名、海軍三〇三名計五九四名の駐在武官が派遣されていたことになる。

ここに、駐在武官に限らず在外武官すべてについての、明治元年以来昭和十六年の英米開戦までの各国に駐在した在外武官については、海軍に関して

いえば左の如くである（陸軍の方は統計表不在のため割愛する）。

	大公使館附武官	輔佐官	留学
英国	26	26	580
米国	20	30	466
独	19	18	475
仏	19	20	93
伊	22	1	5
スイス		8	

〔厚生省引揚援護局整理第二課 昭和十九年九月一日調査 外国に赴任した旧海軍士官名簿〕による。

この内訳を駐在目的によつて調べてみると、英国の例をとつてみた場合、大公使館附武官は、明治一三年から昭和一六年まで二六名、同輔佐官は大正七年から昭和一七年まで二六名であるのに対して、駐在及び留学は、明治元年から昭和一五年まで二三九名、造船造兵監督官三四二名、造兵造船監督官三八名計六一九名であるから、駐在武官より他の武官の方が圧倒的に多いわけである。これを時代別に見るならば、明治年間には二五五名、大正年間には二五六名、昭和年間には一〇五名と前半が圧倒的に多いが、明治、大正、昭和とも、造船造兵監督官が各一二六名、一五六名、六三名と一般の駐在より遙かに多いのは、海軍が英国から学ぶに當つて、軍事技術よりも工業技術を尊重重視したことを示している。

(2) 鈴木健二 在外武官物語 昭和五四年 芙蓉書房 九頁。

(3) 軍人は総じて現役と予備役とに分けられるが、在外武官は現役軍人すなわち予備役軍人を除いたものを指し、また軍隊に所属する下士官兵を指すものでもない。軍人勲諭などという場合の軍人は軍隊に編入され軍人宣誓を行つた広義の軍人であるが、これには召集兵なども入つて来るから、通俗的な軍人の概念をここにもちこむべきではない。したがつて、武官といつた場合の構成要件は、一、職業軍人であつてしかも現役であること、二、下士官兵を除いた士官以上の将校であること、三、一般的な職能を目的とする軍人と異なる特殊任務をもつこと、換言すれば特定官衛に所属した使命をもつこと、の三つであるとされるであらう。武官は、兵士とは異なる上級軍人であり、オフィサーである。将校の英訳 *officer* がいみじくも表示しているように、*office* (官庁) に所属することが武官の特質である。例えば、駐在武官が大公使館に所属するように、侍従武官は宮内省に所属する。武官は、一般軍人の概念より遙かに厳格な特徴をもつ存在である。いわば、武官は狹義の将校である。なお、武官といわれるときには現役軍人をさす。退役、予備役の軍人は、たとえ外国に在り、外国政府の軍事顧問となつて活動していても、それは在外武官であるといふことは出来ない。但し現役軍人が外国軍事組織に入つている場合には、在外武官とされて然るべきである。また、武官である以上、下士官以下の兵員でもないのは、恰も、外交官の特権が在外公館の雇傭人に及ばないのと同様に、将校以上の現役軍人であるというまでもない（これについては、松下芳男博士から御教示を頂いた）。

(4) 「駐在員トハ學術研究、軍事視察等ノ為メ外國駐在ヲ命セラレタル者ヲ謂フ」(海軍駐在員規則第一条明治三十四年三月十八日)。

この海軍駐在員には、「海軍駐在員監督服務規則」があり、その第一条には、「駐在員監督ハ其ノ駐劄國ニ於ケル駐在員ヲ督勵シ其ノ任務ヲ遂行セシムルヲ任トス」云々とあり、それは留學生監督規則の第一条「留學生監督ハ留學生ノ品行動情ヲ監視シ其ノ學術研究及身上ニ関スル一切ノ事務ヲ掌理ス」よりも自由である。〔海軍制度沿革海軍省編卷三 二六三、二六四頁〕

(5) 戦前の駐日アメリカ大使館において、語学将校に対して日本語教育を担当した原田進氏によれば、アメリカ将校は、特訓を受けることによつて将来の道が開けたことを意味し、その代表例が後年のマックス・テラー統合参謀本部議長であつたことを紹介された。

(6) サイ・フランシス・ピゴット著長谷川才次訳「断たれたきずな」(上) 一一三頁 昭和三四年、時事通信社。

(7) 中山定義「老兵のメモワール」その3 波濤 昭和五一年三号。

(8) The Annals Today, A. log P. 289 には「爪生、世良田などの提督の名が見えてゐる」。

(9) 防衛庁防衛研究所の岩島久夫第一戦史室長によれば MAP. (Military Assistance Program), FAO (Friendly Allied Officers) などにより海上自衛隊中堅幹部の米国留学は定着している由である。

(10) われわれは、この在外武官の研究において珠玉の名著をもつてゐる。それは、島田謹二博士の「ロシアにおける広瀬武夫」と「アメリカにおける秋山真之」である。殊に、日露戦争前の広瀬武夫のわが国における声価が旅順港外における戦死にのみ注目されて、その在露時代の業績が顧みられなかつたのに、島田博士が精密な照射を加えたことの意義は大きい。

(11) 大戦中は、連合国の一員とし協力していたので、英仏伊はじめ、歐洲諸国或いは米國などに出張した海軍武官も数多いが一般軍事視察と共に、各分野にわたる専門技術吸収のため大挙して赴くのである。

*

大正七年四月十二日

外務次官

幣原喜重郎殿

外国出張員ニ関スル件

軍事視察ノ為露國へ出張

海軍中佐 米内光政

支那及露國

海軍少佐 杉坂悌二郎

露國へ出張

久保忠道

露領沿海州地方へ出張

海軍大尉 中島喜代宣

右者各頭書ノ通出張被仰付米内中佐ハ浦塩斯德ニ杉坂少佐ハ哈爾賓ニ駐在シ又久保少佐ハ浦塩斯德ヲ中心トシテ沿海州及黒龍江諸地方へ中島大尉ハ浦塩斯德ヲ中心トシテ沿海州諸地方へ旅行シ夫々軍事視察ニ従事可致候条其ノ旨貴省関係各部へ通牒方可然御取計ヲ得度右申進ス
右に対応して本野大臣から、在ハルピン佐藤総領事、在ウラジオストック菊池総領事に対して便宜供与方の訓令がされるのである。

海軍次官 枋内 曾 次 郎

國際會議參加の目的を以て出張を命ぜられた場合のケースは、左の如くである。

官房第一八〇八号

大正九年五月十八日

海軍大臣 加藤 友三郎

海軍大佐 清河 純一 殿

出張任務ニ関スル件

貴官ハ追テ國際聯盟海軍關係委員會ニ関スル事務ニ服シメラレルヘキ筈ニ付差当リ米國經由巴里ニ赴キ之ニ要スル調査及準備ニ從事シ尚任務遂行上欧米各国ニ在ル帝國大使館ト密接ナル連絡ヲ保持スヘシ

右訓令ス

(12) 大正元年十二月の「星野少将外八名欧米差遣ノ件通牒」は、具体例を示す好例であらう。

(冠省)

軍制並軍隊及学校教育調査ノ為

英 独 仏 奥 露 国 へ 陸 軍 少 将 星 野 金 吾

同

独 仏 奥 伊 露 国 へ 陸 軍 砲 兵 大 佐 筑 紫 熊 七

同

独 仏 奥 露 国 へ 陸 軍 輔 重 兵 大 佐 布 施 慶 助

学校教育調査ノ為

独 仏 奥 露 国 へ 陸 軍 騎 兵 中 佐 南 次 郎

通信航空及自働車ニ関スル調査ノ為

英 仏 独 奥 露 国 へ 陸 軍 工 兵 中 佐 曾 田 孝 一 郎

軍事行政運用ノ実況調査ノ為

独 仏 奥 露 国 へ 陸 軍 歩 兵 中 佐 和 田 龜 治

歩兵射撃教育調査ノ為

英 仏 独 奥 露 国 へ 陸 軍 歩 兵 少 佐 佐 久 間 五 郎

軍制及即位ノ大典中軍事ニ関スル調査ノ為

英 仏 独 奥 伊 露 国 へ 陸 軍 歩 兵 少 佐 篠 崎 愷 太 郎

蹄鉄術ノ実習及其ノ教育調査ノ為

独 仏 奥 米 国 へ 陸 軍 一 等 獸 医 後 藤 静 夫

以下略

これより稍純軍事の範圍を脱した目的のものとして左記の例がある。

欧州出張者ニ関スル件通牒

大正二年五月十三日

陸軍大臣男爵 木 越 安 綱

外務大臣 牧 野 伸 顯 殿

歩兵ノ諸制度及其教育調査ノ為独奥仏露国へ 陸 軍 少 将 斎 藤 力 三 郎

在外武官の研究

交通兵ノ諸制度及技術ニ関スル調査ノ為仏埃
独露国へ

陸軍工兵大佐 渡 辺 兼 三

将校団教育特ニ戦史ノ研究法調査ノ為独仏埃
露国へ

陸軍歩兵中佐 河 西 惟 一

国民教育上軍事思想ノ普及ニ関スル諸制度調
査ノ為独露仏埃国へ

陸軍歩兵少佐 柴 山 重 一

来ル八月倫敦ニ於テ開催ノ万国医学会参列
病理学進歩ノ状況調査ノ為英独埃国へ

陸軍三等軍医正 丸 山 忠 治

以下略

*

陸軍三等軍医福原佐次郎此度欧米各国へ被差遣候処右ハ陸軍軍隊ニ要スル糧食品調査参考ノ為メ独仏埃伊及米ノ五箇国ニ於テ軍隊ノ為メ使用スル
所ノ糧食品ノ種類及錫詰肉製造方其他携帯糧食品等ノ取調ヲ相命シ候ニ付其調査上ニ就テハ可成補助便宜ヲ与ヘラレ候様右五箇国駐劄日本公使へ
訓令相成度及照会候也

明治三十年二月三日

陸軍大臣子爵 高 島 軺之助

外務大臣伯爵 大 隈 重 信 殿

具体的な任務を明示して派遣されたのは武官のみに限られない。例えば、大正七年には、左記の記録がある。

外国出張員ニ関スル件

欧米各国ニ出張 海軍少佐 志 和 為於菟

同 海軍教授 早 川 金之助

同 海軍技師 乾 慶 藏

右者今般頭書ノ通出張被仰付志和海軍少佐ハ水路部関係事項ヲ、早川海軍教授ハ教育施設及教育法ヲ又乾海軍技師ハ土木建築ニ関スル事項ヲ視察
研究ノ為英、米、仏、伊ノ諸国へ出張可致候条其ノ旨当該国政府へ通牒方御取計ヲ得度

また主計関係では、左記の如く

外国出張員ニ関スル件(軍事一般及職費調査ノ為欧米各国出張)

という記録が残っている。職費調査は大戦中だけに生の資料に当たったわけである。

海軍主計総監

宇都宮

鼎

四 在外武官の類型

在外武官は、その目的ないし機能によつて大体次の三類型にわけられるのではないかと思われる。その第一は、正統的な駐在武官型であり、概してそれは軍の対外代表として駐在国の軍事事情を合法的に調査研究するものであるけれども、単なる軍事情報収集以上の国際外交にかゝわる外交官的機能をもつものである。それは、軍人ではありながら対外交際儀礼を担当する外交官的色彩をもち、駐在国の軍部との懇親友好関係を高める任務を帯びている。それは任地の国の軍部当局との接触親密度を深めることによつて、軍事関係から外交関係まで本国と任地国との間の接近を強め、遂には両国間に同盟条約を結ぶに至るまで寄与尽力した駐在武官の例をわれわれは知っている。いわば、純軍事面の守備範囲を超えた役割を演ずることがあるのである。駐在武官が転じて任地国の正式大使になつた例は一再にとゞまらない。

本来駐在武官は、制度上も正規の軍人でありながら、大公使館に所屬して参事官ないし書記官の地位をもつ存在である。しかし、それは、大公使館の中にあつても別格の存在であり、屢々それは外務省の管轄外にあつたのである。元來、軍人の立場は、戦争という非常事態に対応するものであるから、外国に対して軍事機密を守る必要から、国内的にも閉鎖的な姿勢をとるものである。軍というものは、自国民に対してすら、強権的に秘密厳守を軍事については要求するのをつねとする。それ故に、外国に対して軍事的接近交流を軍部が求めようとするならば、外交ルート、あるいは純軍事次元をこえた高次の政治外交の径路をとるか、または、純軍事専門家プロフェッショナルな相互交流の路線で行くかのほかないわけである。元々、国防という対外対抗性で強固に結集している軍事組織が、外国に対して窓を開き、各国軍相互間の交流チャンネルをつくつているのが駐在武官制度である。もしこの駐在武官が存在しなかつたならば、軍事的には各国の間には対立孤立の関係が高まり、国際緊張を招きがちとなるであらう。

この意味における駐在武官の存在理由の延長線上に、戦時戦後の在外武官制度の重要性が認められるであろう。戦闘が交戦国間に行われて、交通が断絶しても、非交戦国ないしは同盟友邦国との間の軍事協力は存する⁽¹⁾し、むしろその重要性は大である。この在外武官の真骨頂が発揮されるのは、駐在武官のマンネリ傾向を越えて、戦後処理に必須な国際的活動が展開されるときであろう⁽²⁾。

その第二は、軍人としての任務だけでなく、それを超えた長期的展望の下に外国に派遣された在外武官の類型であり、それは留学生型⁽³⁾ともいうべきものである。かつてのわが国では、つとに明治維新前から留学が行われていた⁽⁴⁾。それは後進国特有の留学生の海外派遣要請に基くものと、短期の軍事成果をあげるよりも長期的な駐在国との関係を期したものとがあるにせよ、それが軍事のみでなく、ひろく駐在国の政治文化外交など学ぶべきものを吸収する目的の下に外国に赴いたのである。それが軍事学学習という切実な目的をもつたものであったとしても、それは謙虚に先進国の諸般体制を学びとるための在外勤務であつたのである。例えば桂太郎の如き陸軍のドイツ組、海軍の伊東祐享、東郷平八郎などの英米組などはそれであろう。異色のものとしては、ロシアの広瀬武夫、アメリカの秋山真之などをあげるべきであろう。この留学生系統には、純軍事的要請によるもの、軍艦、航空機などの戦闘技術修得のため派遣されるものから、造船兵器火薬製造などの工学技術修得のためのものまで多数の将校が派遣されたのである⁽⁵⁾。これは明治、大正期だけでなく、昭和に入り戦時中にまでに及んでいるのであつて、それは英米から技術導入を拒まれたわが国が、ドイツに近代兵器技術のノウハウを求めて多数の技術将校を送つたからである⁽⁶⁾。留学生の一種とも見られる語学将校もまた戦争直前まで存在していたし、現在においては、自衛隊幹部の米国留学は殆んど定着しているといつて差支えない。殊に日米安保体制下においては、相互援助計画(MAP)に基いて⁽⁷⁾米国国防大学に幹部将校が留学し、また、FAOC (Friendly Allied Officer Course) に基いて青年将校が渡米している⁽⁷⁾。実際から、この留学生型在外武官は今日も依然として脈々と生き続けているのである。

その第三は、最も陳腐な在来型とも称すべき次元の軍事偵察調査のため派遣されるものである。この種の武官は主として満韓などか、また中国大陸、アジア方面に送られ、それに正規軍人として行動し難かつたので、匿名又は私人として派遣されることが少くなかつた。⁽⁶⁾わが国の場合、中国、東南アジア、シベリアなどの非欧米諸国に派遣された者が多かつたが、中国大陸における各種特務機関はこれらの武官によつて構成されることが多かつたのである。この最もありきたりなスパイ型の存在は、戦後、軍部の解体した日本では命脈がたえて時代おくれであるけれども、今日、国外追放を余儀なくされる駐在武官が日本できわ立つている。

本稿においては、外務省記録を通じて在外武官の実績よりもむしろ、その派遣過程に焦点をあてたいと思う。

(1) 第一次世界大戦においては、わが国が連合国の一員として英仏連合軍に協力したのであるから、英国側もわが軍部に対して好意的であつたのは当然であつて、ここに多数の将校が各種目的で欧米各国に赴くことになるのである。それを英国は受け容れて便宜を供与する。大正六年六月には、松田陸軍少佐ほか二名が軍事視察に渡欧するに際して、珍田駐英大使はこれを英国側に要請し、英国はこれに対して快諾を与えるのである。それを示すのは左の往復書簡である。

Japanese Embassy

London

April 30, 1917

Sir,

I have the honour to state that Major Y. Matsuda and Captain Y. Kaneko of the Imperial Japanese Army, who by the order of my Government are now staying in England, are desirous of visiting the British Front in France with a view to studying question concerning the army motor-car and the machine-gun respectively. Furthermore, Major Y. Umoto, who is shortly coming over to this country from France, also wishes to obtain information relating to the British air service at home.

I beg leave therefore to request that you will be good enough to communicate with the British Military authorities to the end that the desired favour might be granted to them.

I have the honour to be, with the highest consideration,

Sir

Your most obedient
humble Servant
(Signed) S. Chinda.

The Right Honourable

Arthur James Balfour, O. M., M. P.,

* * *

Foreign Office S. W. I.

May 24, 1917

Sir

I duly communicated to the War Office the request contained in Your Excellency's Note of the 30 the Ulimo, that facilities should be given to Major Matsuda and Captain Kaneko to study questions of motor transport and machine guns and to Major Umeto to study aeronautical matters.

The Department now informs me that the Army Council have afforded constant facilities to the Japanese Military Attaché, his assistant and the five special military attaché's for visiting the British front in France as well as munitiones works and instructional establishments in England and will gladly continue to do so, but they regret that circumstances do not admit of these facilities being extended to officers who do not come under one of those categories.

To prevent disappointment in the future, the Army Council suggest that the Japanese Government should obtain the previous approval of His Majesty's Government before sending from Japan additional officers to visit military establishments in England or the zone of the British Armies in France.

I have the honour to be, with highest consideration,

Your Excellency's most obedient, humble Servant

(For the Secretary of State)

(S. gd). W. Langley.

(2) その適例が第一世界大戦において見出され、戦時中は、観戦武官として派遣されるのである。〔帝国陸海軍将校海外派遣雜件、陸軍ノ部三〕

竹上大佐外二名欧州出張ノ件通牒

大正五年五月十一日

陸軍大臣 大島 健 一

外務大臣 石 井 菊次郎 殿

陸軍歩兵大佐 竹 上 常三郎
陸軍工兵中佐 入 江 源 吾
陸軍歩兵少佐 広 瀬 寿 助

右歐洲戰況視察ノ目的ヲ以テ英仏露伊國ヘ差遣セラレルニ就テハ当該國政府ヘ通告並便宜供与方当該國駐劄帝國大使ヘ可然訓示相成度候也
しかし、大正七年十一月に休戦となり大正八年に入り、パリで講和予備會議が始まると共に、わが國は、講和条約に戰勝國として地歩を占めるため
に、軍部もこれに対応して多數の將校をヨーロッパに派遣するのである。それは、はじめ「復員及戰後狀態調査ノ為」という目的で派遣されるのである
が、ヴェルサイユ条約が成立してからは、「對獨逸條約航空條約ノ實施ニ伴ヒ對獨逸兩國ヨリ交附ヲ受クヘキ航空機及共屬品受領ノ為先ツ仏國ニ到リ時
機ヲ見テ獨逸ニ赴」かしめるという具體的使命が課せられて渡歐するのである。大正九年になると愈々その講和條約實施過程そのものに参与する目的を
明らかにした將校派遣が行われるに至るのであるが、ここに注目されることは、戰時中から同盟國の誼みの故で、わが國陸海軍の歐洲派遣將校は激増し
ていたから、その在歐將校の相當数が戰後もヨーロッパに残留して國境劃定などの講和條約實施に協力していたことである。大正八年二月から十年二月
の二年間に陸軍のみで百名に上る將校がヨーロッパ諸國に派遣されていたのは、左記記錄の如くである。

渋谷少佐以下四名歐洲出張ノ件通牒

大正九年一月十三日

外務大臣 内 田 康 哉 殿

陸軍大臣 田 中 義 一

陸軍歩兵少佐 渋谷 伊之彦
陸軍歩兵大尉侯爵 前田 利 為
陸軍歩兵大尉 酒 井 鎬 次
陸軍砲兵大尉 岡 田 実

右講和事務所并ノ為仏國ヘ差遣候条便宜供与並仏國政府ヘ通告方巴里駐劄帝國大使ヘ可然訓示相成度候也

西郷大佐他四名歐洲出張ノ件

大正九年七月三十一日

陸軍大臣 田 中 義 一

外務大臣 内 田 康 哉 殿
仏國

陸軍砲兵大佐 西郷 勝 藏
陸軍歩兵中佐 外 山 豊 造
陸軍歩兵少佐 沖 田 直 道
陸軍歩兵少佐 永 田 鉄 山
陸軍砲兵大尉 桑 木 崇 明

右軍事諸制度視察研究ノ目的ヲ以テ各頭書ノ國ヘ派遣候条便宜供与並当該國駐劄帝國使臣ヘ可然訓令相成度候也

在外武官の研究

講和条約実施に対応して陸軍から派遣される将校は、大正八年に入り激増するのであるが、その一例として左記記録をあげておく。

堀田大佐外七名歐洲其他へ出張ノ件通牒

大正八年二月十二日

陸軍大臣 田中義一

外務大臣 内田康哉 殿

瑞西

陸軍工兵大佐 堀田正一

瑞西

陸軍砲兵中佐 上村良助

仏、伊独

陸軍歩兵少佐 梅津美知郎

陸軍砲兵大佐 佐藤清勝

右復員及職後整理状態調査ノ為各約老々年間頭書ノ国へ差遣候条便宜供与竝当該国政府へ通告方該国駐劄帝國大(公)使へ可然訓示相成度候也

大正八年十二月十九日

軍事諸制度視察ノ為獨国へ

陸軍砲兵少佐 河村恭輔

この当時、対独戦後処理に當つた軍事委員であつた武官の辛勞多い業務報告は、左記の如く記されている。

獨国陸軍監督委員業務進捗ノ状況

(講習第百三十五号回答) 大正十一年十月一日調

遣獨陸軍監督委員 西郷勝蔵代

大正十一年十二月十五日

陸軍砲兵少佐 中島今朝吾

監督業務開始以來茲ニ約三ヶ年、条約陸軍條款ニ規定セル期限ハ其一ツダニ確守セラルヽコトナク純物質的事項、陰匿不可能ナル事項、大局ニ關係ナキ事項等ノ大部分ハ之ヲ実行シ来リタルハ疑フノ余地ナシ但根本的基礎ヲナス事項、致命的価値ヲ有スル事項及将来復活ノ為根株タルヘキ事項ニ関シテハ三年後ノ今日尚理非ヲ論セス獨逸政府ハ官民一致シテ連合國ノ要求ニ抵抗シツツアリ故ニ陸軍條款ニ關スル実施ハ今日決シテ満足シ得ル程度ニ進捗シタルモノト言明シタルモノト言明スル能ハス 前述ノ致命的問題ヲ解決スル為メ将来幾何ノ時日ヲ要スヘキヤニ関シテハ恐ク何人モ確答シ能ハサルナラン、何トナレハ此事項全ク獨逸官民一同ノ意思ノ有無ニ關スルモノニシテ而モ今日否既ニ本年二月頃ヨリ獨逸側全然不実行ノ態度ヲ採リ最初ハ受働的ニ延引不答ノ態度ヲ示シタルカ、次テ委員ノ行動拒否ノ態度ニ變シ遂ニ最近ニ至リ更ニ強硬ニ且主動的ニ委員ノ行動撃退ノ態度ヲ採リ来リタルヲ以テ今日獨逸政府ト國民トノ何レヲ問ハス彼ニ一点ノ誠意ヲ認ムヘキ由ナケレハナリ然ラハ翻リテ実施ノ現況ヲ以テ満足シ得サルモ少クモ消極的ニ之ヲ断念シ得ルヤ否ヤヲ考フルニ之レ亦断念シ得サルヘカラス何トナレハ彼ノ反抗的態度及不協論ハ如何ニ同情ノ目ヲ以テ判断スルモ人道上来ニ於ケル世界平和ノ為メ決シテ許シ得ヘカラサルモノアレハナリ蓋シ若シ今日獨逸側ノ傍若無人ナル態度及主張ノ承認センカ之レ反面

ニ於テヴェルサイユ条約ノ不当ヲ表白シ聯合國ノ權利ヲ失フハ明ナレハナリ

海軍もまた陸軍と同じく、第一次大戦においては連合国の一員として戦時中から協力しまたその後の講和条約の実施に参画しているが、陸軍とちがい艦船接収関係の報告が多い。大正九年七月二十一日、倫敦の英国在勤帝国大使館附武官から海軍次官、軍令部次長宛の左近司大佐第三十三番電報をその一例としてあげることにする。

一 Scapa 賠償港材引渡ニ関シ義ニ現物調査ノ結果不合格ト認メタル物件ニ対シ其ノ代品ヲ指定シテ独国政府ニ交渉中ナリシ処今般独国側ヨリ之

ニ対シ対案ヲ提出シ来レリ右ニヨレハ代品トシテ Dantz 所在ノ物件ヲモ提供シ且浮船渠、浸漂船噸數計量、定価表ニ異見アリ、一方当委員ノ間ニ於テ左落材分配率ハ噸數ニ拠ルコトナク評價率ニ拠ルヲ合理トスルノ意見アリ以上目下審議中ニシテ何等決定ニ至ラス

二、引渡艦艇回航方巴里第七十五番電報ニ基キ極力其実行ヲ急カシメ本月中出港見込ノモノハ獨行輕巡洋艦五隻、驅逐艦五隻、英國行戰艦二隻、驅逐艦十六隻ナリ、然ル上ハ残余英國行輕巡洋艦四隻 (Yusuf ヲ含ム) 驅逐艦五十一隻 (内數隻ハ行) トナル
七月十九日

しかし、海軍の性質上、陸軍のように連合国軍と協力して国境劃定に當るなどの仕事は少なかった。ただ、海軍から外務省宛次の連絡記録はある。

大正九年五月十八日

海軍次官 枋内 曾次郎

外務次官 埴原 正直 殿

外国出張員ニ關スル件

海軍大佐 清河 純 一

右者今般歐米各国へ出張ヲ命セラレ別紙ノ通訓令セラレ候条御了知ノ上關係ノ向へ通牒方可然御取計相成度

右申進ス

なお航空委員会には、山川瑞夫參事官の下に船越中佐が、技術分科委員会には田中館博士の下に高田機関大尉が参加している記録がある〔大正職役戦時書類卷二百十二休職及講和關係書類四〕。

(3) 留学目的が最初は軍制軍事学一般を学びとるという一般的なものから、次いで相手国の国情、軍事情勢を探究するという具体的なものになるのであるが、同じ軍事関係でも砲術操艦或いは航空技術を修得するという純軍事的なものから、海軍の如きは特に造船兵器などの工学技術を学ぶもの、或いは軍医学、または主計事務などを学ぶためのものと、純軍事関係でないものを学ぶ目的で海外派遣を命ぜられる場合が少くない。

(4) 石附典「近代日本の海外留学史」(昭和四七年ミネルヴァ書房)の海外留学者リストによれば、幕末のみで海軍關係十九名、砲兵学など陸軍關係六名を数え、その中には、伊東祐享、榎本武揚、松村淳藏などの名が見えている。

(5) 海軍の場合を例にとれば、明治四年技術者として英国に送られたのを最初として、技術關係の留学者八三件、造兵監督官としては、明治年間一二三件、大正年間二八三件、昭和に入つて三四四件を数える。これに附屬して造兵監督會計官は、明治年間二九件、大正年間二九件、昭和年間三八件がある。軍医關係としては、二三件、主計關係としては、一五件がある。

(6) 戦前最後の駐独武官であつた小島秀雄元少将からのヒアリングによる。

(7) 岩島久夫防衛研修所第一戦史室長の統計によれば、第二次大戦後の海上幕僚長一二名の中九名が米国在勤経験者であり、その中四名は New Port Naval War College に入り、それ以外にも一六名の高級将校が National War College に入つた由である(昭和五四年現在)。

(8) 陸軍の場合は次節で詳述するが、海軍の場合も左記の如く幾多ある。

明治三十七年十一月廿五日発

在芝罘

水野領事

第一三八号

海軍大佐西紳六郎北川一郎ト交名シ本月廿七日神戸出帆ノ「タイサン」号ニテ上海經由貴地ニ出張ス

匿名の場合は明治年間は特に多く、大正に入つても大戦中には匿名又は身分を変えた例が少くない。たゞ興味があるのは、欧米などに派遣される武官は、正式の軍人として正々堂々と本名の旅券を以て旅行することである。しかし中国、シベリア南方地域などのアジア方面への場合には匿名で旅券を外務省に申請していることが多い。それは、軍事探偵とはつきり使命が表示されている位であるから、概ねその在外武官は軍事上の機密を探るか又は謀略活動に従事することを任務としていたといつて差支えない。ここに匿名のケースを海軍のみに限つても、明治二十年代で十数件に上つていのである。また匿名でなくとも、軍人としての身分はかくして私人として旅券申請がなされている場合が少くない。正規軍人でなくとも、軍が特に民間人を傭入れて、「機密用向」に活用する場合もある。

五 明治・大正期の事例

これまで在外武官をとりあげるに当つて、第一、第二の類型、すなわち駐在武官型と留學生型とに重きをおいて來たのであるが、しかし、第三の型である在來型の武官について研究することもなおざりには出来ない。第一、第二の在外武官は、軍の主流から外れている閑職と見られながら、実は将来が約束されているエリートコースにあるという条件を見逃すわけに行かない。しかしながら、この恵まれた条件の武官とちがつて、同じ在外武官でも、陽の当たらない道を歩んだ将校が夥しく存在した事実を看過出来ない。これらの在外武官は、満州、シベリア、或いは中国大陸のように西欧諸国ではない東洋各地

へ、時には匿名で軍人の身分を秘して赴いたのである。これらの大部分は、出世コースに乗らず、しかも一たん緩急あるときには、敵地にあるだけ生命の危険を賭した重要任務に当つていたのである。それは、軍事戦闘の行われる以前の段階の仕事、将来開戦の場合に備えての準備作業に従事しているのであるが、敵情偵察を主とするこの種の仕事は、適法な情報収集の域をこえて非合法的な軍事機密を探ることであるから、いわゆるスパイという後ろめたい任務を遂行した将校は明日の運命もはかり知れないのである。在外武官であつて、この種の活動を行つて追放処罰、ときには処刑を受けた事例を見出すことは、珍しくない。このような系統の在外武官は、駐在武官とちがつた変則的な境遇におかれていたのである。この類の将校は、概して昇進もさだかでなく、無名のまゝで姿を消して行くケースが多かつたのである。これらの将校の数は夥しいのであるが、それを追跡することは、頗る困難であるけれども、在外武官派遣には、外務省の旅券が必要であるので、その渡航手続上外務省当局が必ずこれに関係しているため、この側面からとらえることが可能であつた。いゝかえるならば、海外渡航ないし滞在には、外務当局の認可が必要であるので、軍部当局は外務省の協力を外務省に要請し、外務省はこれを受け対処するのをつねとしたからである。明治時代においては、日清、日露の戦争を体験したから、その舞台となつた大陸各地で活動する将校は、公使館、領事館を足場にするものが少なくなつた。外務省は、事の真相を知らながら、これを黙認受容することもあつたし、また外務省員として遇するのを拒むこともあつた。例えば芝罘領事館から、領事館が軍事探偵の巢窟と見做され公務上不都合であるから、「本館へ海軍武官派遣中止相成度件」⁽¹⁾という申進がなされた事例すらあるのである。

この関係資料をみるならば、在外武官派遣の目的、任務遂行手順などの軍部の意図が窺われるので、これを時代別、陸海軍別に探してみたのであるが、明治十年代から陸軍は大陸進出志向が顕著され、二十年代以後には日清、日露両大戦に備えての準備工作、戦争中は作戦遂行目的が明らかにされる。この場合現役軍人が身分をかくして変名で行くことが普通であつたことが注意をひく。

まず時代の傾向をみるならば、陸軍の場合、その大陸進出の傾向から、武官派遣に当つても、朝鮮、中国、或いはシベリアという極東地方へのものが圧倒的に多く、それは、明治十年、二十年代の日清日露戦争以前には殊に顕著である。朝鮮への派遣の如きは、大した問題とされることなく、書記官レベルで事務的に決定されているかに見られる。例えば、明治十一年には、次の事例がある〔帝國陸海軍將校海外派遣雜件 陸軍ノ部一〕。

卿寺島宗則

御用有之朝鮮国へ被差遣之事

右之通本日御達相成候間為御心得之段及御通達候也

十一年四月廿六日

外務書記官 御中

太政官書記官

陸軍少尉 海津 三雄

この当時すでにこの在外武官の処遇は、外務省と参謀本部との間の諒解事項になつていたのである。この海津少尉は元山領事属という形で旅行するのである。

日本軍部の大陸進出志向は、明治十年代から顕著に見られ、陸海軍人軍属の韓国、満州中国への派遣出張が繁くなるのであるが、それは、軍部の方針のみならず政府自体の政策を反映しているのである。したがつて、外務省もこれに協力するのが見られる。それには、具体的なコースまで指示されている場合が多い。

*

朝鮮国公使館附被仰付候事

歩兵中尉 磯林 真三

御用有之朝鮮国へ被差遣候事

陸軍會計軍吏訓 今沢 和三郎

右之通本日御達相成候間為御心得此段及御通候也

明治十五年十月四日

外務書記官

内閣書記官

この太政官達の下に、参謀本部は朝鮮への軍人派遣をいよいよ積極化する。

*

右京城ヲ発シ京城道驪州忠清道忠州ヲ經テ鳥嶺ニ至リ帰路忠清道清州公州洪州京城道竹山ヲ經テ京城ニ帰ル
陸軍歩兵大尉 磯林真三

右元山ヲ発シ平安道寧辺朔州昌城ヲ經テ義州ニ至リ帰路平安道定州平壤成川又ハ陽徳ヲ經テ元山ニ帰ル
陸軍工兵中尉 海津三雄

右釜山ヲ発シ慶尚道大邱永川義興比安ヲ經テ鳥嶺ニ至リ帰路尚州善山金山星州普州ヲ經テ釜山ニ帰ル
陸軍歩兵中尉 渡辺述

右釜山在勤申付候上渡辺歩兵中尉へ随行
御用掛 武田甚太郎

元山津駐在

右海津工兵中尉へ随行

御用掛 川本準作
朝鮮語学生徒 倉名

右学生之内ヨリ撰拔シ磯林歩兵大尉へ随行

右のように、日清戦争の十年以上も前から、陸軍は朝鮮を各方面から偵察して大陸進出を準備していたことが判明する。海軍も、陸軍より稍々おくれて中国大陸に海軍々人を派遣するに至るのであるが、こゝに注目されることは、海軍々人を上海などの領事館にその館員として在勤させることを外務省に要請していることである。それは、外務大臣宛に海軍当局がこの件について頼み入れるのであるが、それが軍事探偵のため匿名で派遣する趣旨のものであるだけに、外務省側の抵抗もあり、領事館から海軍の要望を容れない連絡がある場合が見られるのである〔帝國陸海軍將校海外派遣雜件 海軍之部一〕。

秘一第三百二十号ノ二

海軍大尉松本有信義秘密探偵之為メ匿名ニテ清国派遣セシメ候条昨年中同国派遣ノ海軍大尉新納時亮以下三名へ交付ノモノト同様之旅行券御交付相成度此段及御照会候也

明治廿年五月四日

海軍次官子爵 樺山資紀

外務大臣伯爵 井上 馨 殿

またこれと同様の任務をもつて大陸各地方に派遣された海軍武官は少くない。

秘一第五百七十六号ノ四

海軍大佐 黒岡帯刀

右ハ視察ノ為メ清国朝鮮国及ヒ魯領亜細亞沿海州へ被差遣候処 右ハ視察探偵ノ都合モ有之候条私事旅行トシテ該旅券御交付有之度此段及御照会候也

明治廿年七月十三日

海軍大臣伯爵 西郷従道

外務大臣伯爵 井上 馨 殿

これに対して、外務省は、海外旅券案という形で左記の応諾記録を残している。

海軍大佐 黒岡帯刀

右ハ私事ヲ以テ清国朝鮮国及亜細亞露西亞へ赴クニ付通路故障ナク旅行セシメ且必要ノ保護扶助ヲ与ヘラレン事ヲ其筋ノ諸官ニ希望ス

明治廿年七月壹日 日本皇帝陛下外務大臣

勲從二位伯爵 井上 馨

*

参謀本部出仕陸軍工兵大尉松浦鼎三去七月三十日入港ノ東京丸ニテ着港致候同官ハ軍事上秘密探求ノ目的ヲ以テ派遣セラレ当港ニ於

テ露語修學ノ上内地ニ旅行之趣ニテ東京出發ノ際丸山通ト変名シ表面商況研究ノ為メ先ツ露語ヲ修ムルモノナリト稱シ居候
右報告仕候敬具

明治廿五年八月三日

外務大臣子爵 榎本武揚 殿

在浦塩港貿易事務館
事務代表領事館書記生

野村基信

これについて、陸軍は外務省に次の連絡をしている。

今般浦塩斯德へ派遣ニ付而清国派遣ト同様秘密之主旨ニ依リ陸軍工兵大尉松浦鼎三ヲ派遣致候就テハ同人派遣中「丸山通」ヲ以而
往復致候間右之次第御地貿易領事官ヘ内達相成度様致及内報候也

明治廿五年八月廿九日

参謀総長 熾仁親王

外務大臣 陸奥宗光 殿

追而暗号電信ヲ要スル節ハ貴省之暗号ヲ御通信方御依頼致度儀モ可有之為念申添候也

日清戦争以後も「日清講和後朝鮮駐屯帝國軍隊ニ関スル件」に基づき陸軍の大陸進出準備は一層強まり、測量など戦争に必要な調査を行うのである。例えば、加藤領事より左記の申進がある。

機密第十八号

今般参謀本部ヨリ当国内地測量ノ為メ派遣相成候歩兵大尉菊池和太郎氏ハ陸地測量手七名陸軍省雇三十八名他人夫若干名ヲ引卒シテ
本月初メ当港ヘ到着相成候処 今般ノ測量ハ極メテ秘密ヲ要シ候由ニ付テハ則チ其心得ヲ以テ丈及ノ便宜ヲ与ヘ内地ヘ侵入ノ方法ハ
総テ通常遊歴又ハ行商ノ例ニ倣ヒ取計ヒ此程ヨリ追々ニ内地各方ニ向ケ出發相成候此段為念及申報候敬具

明治廿八年十月十二日

外務次官 原 敬 殿

一等領事 加藏増雄

こゝに見られることは、軍人の身分を蔽すか、または変名で外地に行く例がきわめて多いことである。この匿名慣行は、⁽²⁾

明治年間は勿論のこと大正年間迄ひきつゞいて行われている。

大海機密第二八六号

前略

臼井敬蔵(海軍大佐玉利親賢ノ変名)ヲ同船ニテ視察ノ為メ上海(都合ニ依リ時機ヲ見テ香港ニ出張スヘシ)ヘ派遣致候間右各地駐割帝国領事官ヘ御通達置相成様致度御回答旁右御依頼候也

明治三十七年十一月廿二日

外務大臣男爵 小村 寿太郎 殿

海軍々令部長子爵 伊 東 祐 享

明治廿七年十二月三日発

小村外務大臣

在新嘉坡

田 中 領事

森海軍中佐本山由平ト変名シ本月三日横浜出帆ノ「アセニアン号」ニテ視察ノ為メ香港經由貴地及馬來群島ニ出張スルニ付諸事十分便宜ヲ与ヘラルヘシ

海軍が外務省に対して、海軍々人の海外派遣に際し外務省員として遇することを要請することは、陸軍と異らないが、その頻度は、海港にある領事館の場合海軍の方が多い。

*

今般海軍将校一名軍事視察之為メ上海ヘ派遣為被候ニ付テハ兼テ及御内諭置候通り上海領事官雇員若クハ領事ニ属スル書生等ノ名儀ヲ以テ領事館ニ附属スル様御取計相成度此段及御照会候也

明治二十九年一月十四日

海軍大臣侯爵 西 郷 從 道

外務大臣臨時代理

文部大臣侯爵 西園寺 公 望 殿

この要請を受けて、外務次官原敬は、在上海総領事館事務代理永滝久吉宛に訓令を發したので、永滝から左記の連絡を受けている。

機密第五号

海軍將校一名軍事視察ノ為メ当港ヘ派遣相成候ニ付テ当館雇員若クハ領事ニ属スル書生等ノ名儀ヲ付スル義ニ関シ客月十六日付機密送第一号ヲ以テ御來訓ノ次第致拝承候 即チ 海軍大尉大立亀吉林正則ト変名ノ上伊東海軍々令部長ヨリノ書面ヲ携帯シ客月未到着致候間直ニ当館雇ノ名義ヲ付シ置キ候 又本人ヨリ当館内居住ノ義申出有之候ヘ共 折柄官舎ノ都合不便ナリシヲ以テ暫時外宿ノコトニ取計置候 尤モ兩三日内ニハ当館官舎中ヘ引移候義ニ御座候
右申進候敬具

明治二十九年二月四日

在上海

総領事官事務代理 永滝 久吉

外務大臣 原 敬 殿

このように、外務省に対し公然視察旅行を通報して来た場合には、外務省は、当該外国公館に対し右の件について協力するよう訓令していることはいうまでもない。この場合、軍事、外交は表裏して行動しているわけである〔帝國陸海軍將校海外派遣雜件 陸軍ノ部二〕。

*

機密

陸軍歩兵大尉 川崎良三郎

右ハ今般清國營口駐割命セラレ不日出發致候ニ付同地到着之上ハ相当ノ便宜与ヘラレ候様同地領事ヘ訓令相成度此段及御依頼候也
逐テ同人駐割ノ名儀ハ陸軍武官ニシテ語学研究ノ為メ私費留學候モノト御承知相成度御含申添候也

明治三十六年七月十六日

參謀總長侯爵 大山 巖

外務大臣男爵 小村寿太郎 殿

当時、正規軍人が外務省出先官憲の下で活動する事例は少くない。

*

機密第九号

陸軍歩兵大尉橋本齊次郎義桂齊之ト称シ軍事視察ノ為メ目下漢口滞在中ニ候処右視察上ノ便宜ヲ得候様当館雇名義ヲ帶ハシムヘキ旨
客月十日附機密第九号ヲ以テ御訓示ノ趣致敬承候右ハ直ニ本人ニ通知シ商況視察ノ為メ滞漢セシムルコトニ取計ヒ又本人ノ申出ニ依
リ同地道台ヘモ通知致置候間右様御承知相成置度此段申報得貴意候敬具
明治三十年十一月四日

在清国沙市

二等領事 永滝久吉

日露戦争に備えて大陸における準備行動は、すでに明治三十年すぎから着々行われて居り、参謀本部の外務省への協力方
連絡は頻繁になつて行くのが見られる。

参秘一三八号第一

参謀本部員陸軍歩兵大尉 依田昌兮
同 部出仕 同 浄法寺五郎

外 通訳生 一名

右韓国地理偵察ノ目的ヲ以テ釜山、京城間ヲ旅行為致候ニ就テハ在京城本邦公使在釜山領事等へ本人共ニ適當ノ保助ヲ与ヘラルム様
予メ御訓令相成度此段申進候也

逐而大尉ノ旅行ハ秘密ヲ要シ候ニ付旅行券面ニハ大尉ノ官名ヲ記上致サスシテ高等学校教授ト仮称シ學術研究ノ目的ヲ以テ旅行致
ス様記載致置キ尚又兩大尉ハ来ル十七日東京出發ニ有之候此段申添候也

明治三十二年三月十六日

参謀総長子爵 川上操 六

外務大臣子爵 青木周藏 殿

この軍部の意を受けて外務省は出先官憲にその旨訓電するのが通例である。

*

明治卅二年四月十五日発

在仁川、元山

各領事宛（各通） 都 筑 外務次官

今般參謀本部出仕陸軍歩兵大尉平尾乙作地理偵察ノ目的ヲ以テ韓国へ被派遣候ニ就テハ同人其地滞在中ハ其使命ニ付可成適當ノ保助ヲ与ヘラレ候様致度此段申進候敬具

追テ同人ノ旅行ハ秘密ヲ要シ候様ニ付其筋ノ依頼ニ依リ旅行券面ニハ同人ノ職官名ヲ記載不致高等学校教授平尾韓ト仮称シ學術研究ノ目的ヲ以テ旅行致候様記載致置候間是亦御含迄ニ申添候也

右の場合高校教授の肩書としてゐるけれども、学生の名義で大陸に派遣された場合もある。明治二九年十月のことであるが、左記の記録がそれである〔帝國陸海軍將校海外派遣雜件 陸軍ノ部一〕。

外務次官 小村 寿太郎

在厦門

二等領事 上野 專 一 殿

陸軍砲兵大尉小沢徳平今回其筋ノ命ヲ受ケ軍事探偵ノ為メ其地ニ派遣相成候処職務上便宜ノ為メ学生ノ名義ヲ以テ滞在上陸候間同人其地ニ到着ノ上ハ貴官ニ於テ右ノ事情ヲ休察シ同人ニ対シ可成便宜ヲ与ヘラレ候様致シ度此段申進候也

*

陸軍歩兵大尉 福 原 錢太郎

右今般地理偵察ノ目的ヲ以テ韓国咸鏡道地方へ差遣候ニ就テハ在京城本邦公使並在元山本邦領事へ本人ニ適當ノ保助ヲ与ヘラル、様予テ御内訓相成度此段申進候也

逐而同人ノ旅行ハ機密ヲ要シ候ニ付旅行券面ニハ同人ノ官氏名ヲ記上致サズシテ高等学校教授福山鉄郎ト仮称シ學術研究ノ目的ヲ

在外武官の研究

以テ旅行致候様記載致置候間右御示シ置相成度申添候也

明治三十二年八月廿三日

外務大臣子爵 青木周藏殿

参謀総長侯爵 大山巖

右の如く、無記名海外旅券を送付方参謀本部は要請し、陸軍はこれを受領するのである。

参秘第一一九ノ二

今般当部出仕陸軍歩兵大尉仁平宣旬ヲ清国營口ニ差遣セシメ候ニ付テハ別紙写之通り訓令致置候間營口領事ニ於テモ諸事便宜ヲ与フル様御取計相成度御依頼旁右申進候也

追テ右同人ハ營口駐在中仁平朋ト名乗り候右申添候也

明治三十四年五月廿二日

参謀総長侯爵 大山巖

外務大臣 加藤高明殿

一、貴官ハ營口ニ駐在シ滿洲一般ノ状況特ニ南滿洲ニ於ケル露国ノ行動経営ヲ精細ニ視察シテ報告スヘシ

二、駐在中ハ能ク領事ト親密ヲ保チ協商ヲ遂ケ以テ前項ノ目的ヲ達スルヲ要ス

右訓令ス

明治三十四年三月廿二日

参謀総長侯爵 大山巖

陸軍歩兵大尉 仁平宣旬殿

欧米諸国への派遣の場合は、正式官名で変名でないのをつねとするが、ときに若干の異例がある。

陸軍歩兵大尉 武藤信義

右者今般「ラデッサ」駐割命セラレ不日出発候ニ付同地着ノ上ハ相当ノ便宜ヲ与ヘラレ候様同地領事へ訓令相成度此段及御依頼候也
追而同人武藤昇ト換称可致候ニ付是亦同地領事へ通牒相成度且ツ本件ハ極メテ秘密ニ付為念申添候也

明治三十五年二月六日

参謀総長侯爵 大山 巖

外務大臣 小村 寿太郎殿

これに対して、外務大臣は在オデッサ飯島領事官に次の伝達をしている。

武藤大尉オデッサ出張ノ件

参謀本部出仕陸軍歩兵大尉武藤信義ハ今般同本部ノ命ニ依リ内実軍事視察目的ナルモ表面留学生ニシテ滯露中其氏名ヲ武藤昇ト仮称シ語学研究並ニ商業視察ト称シ尚ホ最近便ヲ以テ其地ヘ出発致候ニ付可成便宜ヲ与ヘラレ度旨同本部ヨリ依頼有之候間右御含ノ上同人到着ノ上ハ其任務完了スル上ニ於テ相当ノ便宜ヲ与ヘラレ度 且ツ本件ハ極メテ秘密ノ趣ニ有之候右様御含置為念御申進候也

日露戦争が近づくにつれ、満州朝鮮の大陸のみでなく、香港から東南アジアから遠く中近東まで出遣されるのが見られるのは左の如くである。

この場合、外波中佐の如く匿名の上身分まで変えられている〔帝国陸海軍将校海外派遣雑件 陸軍ノ部一〕。

香港発三十七年十一月十五日 一、五〇発 東京着后四・五五

小村外務大臣

野間 領事

外波海軍中佐ノ依頼ニヨリ左ノ通海軍次官ニ伝ヘラレタシ 外波ノ旅行免状ハ単ニ露国臨検ノ場合ニ応ズル為メ田中倉吉ノ匿名ヲ用ヒ郵船会社員トシテ当領事館ニ於テ作成セリ其旨郵船会社ニ交渉シ置カレタシ「ポートサイド」ノ「ウォルムス・コムパニー」ハ仏国人出ノ会社ナルヨシ伝聞ス 外波「ポートサイド」着ノ上注意ヲ要セサルヤ否ヤ取調ノ上新嘉坡領事館氣付外波宛電報アリタシ
このような例は、上海などの中国大陸においては珍しくないものであつて、戦時中の数例をかゝげることにするが、戦争終了後には匿名のケースは少なくなっている。

明治三十七年十一月廿四日

機密

在上海 小田切総領事 小村外務大臣

在外武官の研究

玉利海軍大佐上海出張ノ件

機密

在香港 野間領事

小村外務大臣

玉利海軍大佐出張ノ件

今般視察ノ為メ臼井敬藏ナル変名ヲ以テ上海へ派遣セラル、海軍大佐玉利親賢時機ヲ見テ自然貴地へモ出張スヘキ旨海軍々令部長ヨリ申越有之候居候間本人到着ノ際ハ可然便宜ヲ与ヘラレ候様致度此段申進候也

また森海軍中佐の場合も同様、海軍々令部から外務省宛に連絡がなされている。

大海機密第二九八号

森海軍中佐ハ本山由平ト変名シ視察ノ為メ新嘉坡及馬來群島ニ出張ヲ命セラレ本月三日横浜出帆ノ「アセニアン」号ニテ香港經由新嘉坡ニ赴任致候ニ付諸事便宜ヲ与ヘラレ候様御地領事へ御訓令方御取斗相成度及御紹介候也

明治三十七年十二月三日

外務次官珍田捨己殿

海軍々令部長 伊集^{いじく}五郎

これに対して、小村外務大臣から直ちに、在新嘉坡田中領事宛に左記連絡がなされている。

森海軍中佐本山由平ト変名シ視察ノ為メ本月三日横浜出帆「アセニアン」号ニテ香港經由貴地及馬來群島ニ出張スルニ付諸事十分便宜ヲ与ヘラルヘシ

外務側は軍の要望を容れて領事館員として処遇する事例は、左の如くである。

官房機密第四五九号

海軍大尉東条明次事

(香港) 富田満三

海軍大尉宮治民三郎事

(上海) 三村竹三

右不日各頭書ノ地へ派遣候ニ付テハ滞在中各其地帝国領事館員トシテ御取扱相成様致度及照会候也

明治三十八年四月十七日

海軍大臣男爵 山本 權兵衛

外務大臣男爵 小村 寿太郎 殿

この件については、小村外務大臣は、山本海軍大臣宛に、「…官房機密第四五九号ヲ以テ御照会の趣了承右ハ御申越し仮称ノ通外務通訳生ノ名儀ヲ以テ派遣可相成候ニ付滞在中ハ其地ノ帝国領事館員トシテ可取扱旨先ニ及内達」と返答している。香港の野間領事に対しては、同様に「外務通訳生ノ名儀ヲ以テ香港ニ派遣セラル貴地滞在中ハ貴館員トシテ御取扱相成度」と通知するのである。

*

明治三十九年十月四日發遣

在香港 限部事務代理

珍田次官

海軍中佐堀田三郎、同加藤寛治ノ両氏ハ何レモ機密ノ任務ヲ帯ビ本月八日頃当地出發貴地ニ赴キ暫時滞在ノ筈ニ有之候付テハ右両氏到着ノ上ハ貴官ニ於テ其希望ニ応シ可及丈便宜ヲ与ヘ特ニ領事官舎ノ一部ニ其宿泊ヲ御許相成様致度候尙右両氏ガ我軍人タルコトハ内外人一般ニ対シ敵ニ之ヲ秘密ニ附セラレ度此段両氏御紹介旁々申進候也

日露戦争乃至日英同盟以前にも、陸軍武官の欧州派遣は数多いが、そのパターンは次の如くである〔帝国陸海軍將校海外派遣雜件 陸軍ノ部一〕。

*

右御用有之英、独、仏及露国へ御差遣不日出發可致ニ就テハ右諸国駐劄本邦公使へ本人ニ適応ノ助力ヲ与ヘラル、様予メ御訓令相成度此段申進候也

陸軍歩兵大佐 神尾 光 臣

明治三十二年二月十日

参謀総長子爵 川上操 六

外務大臣子爵 青木周藏 殿

明治中期以降にも中国の在外公館へは多数の現役軍人が派遣されている。例えば、明治四四年の大臣通告を見ると左記の如きものがある。

在厦門 菊池領事

任北京 伊集院公使(各通)

在上海 有光総領事

今般軍事視察ノ為メ(厦門ニハ)海軍中佐平井徳藏、(北京ニハ)海軍少佐永野修身、(上海ニハ)海軍少佐井出光輝ニ貴地駐在ヲ命シタル旨海軍省ヨリ通牒アリタルニ付右御承知置相成リタシ

なお、明治末葉には、シャム、シンガポール、ジャバ、スマトラなどの東南アジアへの海軍々人の出張駐在が目立つてい
るが、その一例をあげると、蘭領印度へ派遣された保坂海軍中佐の如く、在バタビヤ領事から詳細な報告があり、オランダ
側官憲から種々問題視されるような旅行視察活動を行ったことが注目される。

いうまでもなく、軍事視察の目的で派遣される場合が多いのであるが、それが大公使館という外交関係が顕著な在外公館
だけでなく、首都外の植民地の領事館にも駐在を命ぜられていることが少くない。その一例は、戸谷海軍少佐新嘉坡駐在で
ある。

明治四十五年六月八日

内田大臣

任暹 三穂臨時代理

(機密送第三号)

在新嘉坡岩谷領事代理

(三)

在バタビヤ諏訪領事事務代理

(四)

戸谷海軍少佐新嘉坡駐在ノ件

今般海軍少佐戸谷肱三郎軍事視察ノ為メ海峽殖民地出張被仰付新嘉坡駐在ヲ命セラレ本月中旬本邦出發赴任ノ趣ニテ海軍大臣ヨリ依頼ノ次第有之候ニ付(岩谷領事代理ヘハ「同地に着ノ上ハ」其他ヘハ「自然同官貴地方ヘ出張ノ節ハ」)諸事便宜ヲ与ヘラレ候様御配慮相成度尤同官公然ノ任務ハ海事一般及交通ノ調査トナシ置カレ度旨同大臣ヨリ申添有之候ニ付右御含置相成度此段申進候也

シベリア方面派遣の場合は、満鮮方面と同様の名目の場合が少くない。例えば、左記の事例は典型的なものであらう。

武田大尉勸察加地方調査旅行ニ関スル件通牒

明治四十五年六月一日

陸軍大臣男爵 上原 勇 作

外務大臣子爵 内 田 康 哉 殿

勸察加地方調査ノ為概ネ別紙旅行予定ニ基キ參謀本部々員陸軍歩兵大尉武田額三ヲ漁場視察員千葉武雄ノ名義ヲ以テ派遣致候ニ就テハ関係領事ヘ通牒方可然取計相成度候也

木材供給力調査員派遣ノ件照会

大正元年九月十日

陸軍大臣男爵 上原 勇 作

外務大臣子爵 内 田 康 哉 殿

滿洲ニ於ケル木材供給力秘密調査ノ用務ヲ以テ今般工兵中佐鳴瀧紫磨外二名ヲ滿洲各地ニ派遣相成候ニ付任務達成上可成諸種ノ便宜ヲ与フル様安東県、牛莊、鉄嶺、長春、吉林、奉天駐在帝國領事官及鴨綠江採木公司本邦理事長ヘ可然御示達相成度候也

中国シベリア方面への派遣出張は、概ね情報収集などの特務活動目的が多い。大正四年一月廿七日附の書信がある。

浦塩

小池局長

野村総領事代理

拝啓 時下益々御清榮奉賀候 陳者陸軍砲兵大尉高橋捨次郎氏今回其筋ヨリ貴地方視察ノ内命ヲ受ケ貴地ニ出張スルコト、相成近々東京出發ノ予定ニ有之 同氏ニ於テハ其身分及任務ヲ全然秘密ニ附置度為恰モ泰平組合ヨリ露国側ニ武器等ヲ供給シ居ル関係ヲ利用シ 同組合員小林二郎ト変名ノ上出張ノコト、可相成趣ニ有之候間右貴官限り極秘トシテ御含置相成度尚詳細ノ義ハ直接同大尉ヨリ御聞取ノ上同氏ニ対シ諸段ノ便宜供与方御配慮相成度同氏御紹介旁々此段得貴意候 拝具

第一次世界大戦が勃発すると、軍人の活動も戦時行動に入り、形相は激変して戦争対策のため公然と派遣されるようになる。殊に、日本が日英同盟の誼みから英国の同盟国として対独作戦活動に入つた以上、英海軍と協力するために南洋をこえて濠洲方面にまで日本海軍は行動半径をひろげて行く。その結果、次のような形で海軍々人が外国に派遣されることになる。これを例示すれば左の如き文書がある。

海軍々令部伊集院中佐来省内協議ノ件(十月三日)

南洋方面ニ於ケル独艦ノ行動ニ関スル情報蒐集ノ為メ海軍武官一名「シドニー」ニ駐在セシムルコトヲ必要ト認ムル処右ニ関シ外務省ノ御内意承知シタシ

右異存ナキニ於テ其交渉ハ外務省ニテ正規ノ手続ヲ履マレタキモ、海軍省ニテ英国側ト予メ内協議シテモ宜敷、此旨御決定ノ上ハ更ラニ正式ニ外務省ニ照会可致 尚ホ愈々駐在セシムルトセハ手当等ノ参考トシテ在シドニー帝國領事官ノ給与額通報ヲ得タシ

これに對して、「本件ハ外務省ニ於テハ異存ナキ旨伊集院中佐(電話スミ(十月三日))」という赤字の結びが書かれている。これに従つて、海軍々人の派遣は実施されるのである。

大正三年十月五日

海軍大臣 八代 六郎

外務大臣男爵加藤高明殿

「シドニー」將校派遣ノ件

作戦上濠洲「シドニー」ニ一將校ヲ派遣スル必要ヲ認メ候ニ付對方官憲ノ同意ヲ得度候條右可然交渉乃至急御取計相成度

追テ本件對方官憲同意ヲ得タル上ハ目下威海衛ニ派遣中ノ海軍少佐兼坂隆ヲ出向セシムル筈ニ有之候

右照会ス

東南アジアに対しても次のような措置がとられるが、それは問題をひきおこしている。

★

加藤大臣

在バタビヤ 浮田領事

在馬尼刺 杉村領事 各通

極秘

海軍々令部ニ於テハ今回海軍大尉位ノ者一名貴地ニ駐在セシメ情報蒐集ノ任務ニ服セシメ度モ此際其ノ資格ヲ蔽ニ秘密ニ附シ置ク必要アル処該軍人ヲ本邦商店員トナスコハ永ク真相ヲ秘シ置キ難キニ至ルノ懸念モアリ旁々面白カラサルニ付充分確實ナルモノヲ人撰シ内外共ニ全然文官ノ形トシ囑託又ハ雇ノ名義ニテ表面貴館員トシ館務ニ従事セシメ置キ傍々右任務ヲ遂行セシムルコトト致シ度旨内密ノ協議アリタリ 就テハ右ニ関スル御意見承知致度若シ貴館ニ於テ他ニ適當ナル方法アリト思考セラル、上ニ於テハ其点モ併セテ電報アリタシ

備考 本件ハ海軍々令部竹下男(少將)ヨリ小池局長ニ請話アリタルモノ 三月二十日

これについて杉村領事から次の連絡があつたことが注目される。

馬尼刺発 大正四年三月二十六日

加藤外務大臣

杉村 領事

第二四号 極秘

貴電第二号ニ関シ去ル四十三年軍事間諜事件勃発累ヲ前任者ニ及ホシ遂ニ同人ノ召還ヲ見ルニ至リタル事例モアリ 旁本官ハ著任以來御訓示ノ趣旨ヲ体シ軍事トハ全然没交渉ノ体ヲ装ヒ努メテ先方ノ疑念ヲ一掃セシメ居リシカ 又々湾外監視ノコト起リ其筋ニ於テハ本官等ノ行動ニ対シ何等中立違反ノコトナキヤト嚴重内偵シ初メタリトノ情報ヲ聞込居ル折柄ナルヲ以テ 此際御来示ノ如キ諜報官派遣ノコトトモナレハ其真相ヲ観破セラレサランカ為 表面文ニテモ当館員一名ヲ他ニ転勤ノ体トナシ其補欠トシテ赴任セシメラレ終始其言動ノ苟モ内外疑惑ノ種トナラサル様篤ト心得セシムルヨリ外 他ニ良案ナシト思考ス

大正四年四月九日、右につき、小池政務局長から海軍々令部長竹下少将宛に私信の形で、マニラ、バタビアからの返信と

同趣旨の書簡を送っているが、その末尾には、「尚御承知ノ通右当地方官憲ハ本邦ニ対シテ非常ニ神經過敏ト相成居風聲鶴唳モ只ナラサル次第ニ付本件実行ハ余程困難ト所存候間萬々御熟考ノ上是非共実行ノ必要有之候儀ナレハ萬全ノ策ニ依リ遺漏無キヲ期シ度」い旨が要望されている。

海軍が南洋方面に関心が深く進出するのは自然の勢としても、従来大陸志向の陸軍も第一次大戦中には南進の姿勢を見せている。その一例として左記記録がある〔帝國陸海軍將校海外派遣雜件 陸軍ノ部三〕。

比律賓及「ジャワ」ニ將校派遣ノ件

従来太平洋諸州ニ対シテハ短期ノ旅行者及各種公刊材料アリ軍事目的調査ヲ止メ居リタルモ今ヤ世界ノ進運ハ是等諸州ニ長期間將校ヲ派遣シ兵要の見地ヨリ研究調査セシムルノ必要ヲ認メ而シテ歐洲戰爭中ヲ以テ派遣ノ時期ニ適當ナリト信スルヲ以テ先ツ比律賓及「ジャワ」ニ各一名ノ將校ヲ派遣セントス

是等派遣將校ハ其行動ヲ慎重ニシ苟モ軍事偵察者タル嫌疑ヲ招カサルニ務ムルハ勿論ナルモ猶歐洲政府ノ誤解ヲ避ケテ研究調査ノ便ヲ得ンカ為メ各其身分ヲ秘シ囑托其他何等カノ名義ニヨリ本邦領事館ニ出入シ以テ其ノ任務ヲ実施セシム

大正五年十二月派遣

比律賓	約一ヶ年半	歩兵大尉	戸波辨次
ジャワ	約一ヶ年半	同	柳島饒一

こゝに総じて特徴的にいえることは、軍部が外務省に対して在外武官の派遣について協力を要請しながら、一旦海外へ出ると外務省の意向に背いて、外務省の制約を受けることを好まない軍部特有の行き方である。そこに、戦時、準戦時の場合は致方ないとしても、平時でも在外武官が本来大公使館の傘下にあり、大公使の指揮下にあるべき本来の立場が空洞化されて行くのが観取される。それは統帥権の延長として駐在武官が軍部中央と直結して、外務省ルートを無視した事実は蔽い得ないところであつて、遂にそれは日本外交を二元外交に陥らせるに至るのである。在外武官の功罪は、軍部にとつてはプラスであつたかも知れないが、日本外交全体にとつてはマイナスであつたという評価が下されても失当ではない。

それ故に、戦後外務省は、戦前戦時の苦い経験から、防衛庁からの海外への武官派遣には強く警戒し、防禦駐在官制度の発足に当つては、この駐在官を外務省の配下におくことを押通したのである。それは防衛庁出身の外務事務官という形にして、外務省、在外公館上の指揮監督下におくことにしたのであつた。昭和三十年八月八日出された外務次官と防衛庁次長の覚書は、防衛駐在官は防衛庁と直接通信を行わず、また独自の暗号を使わず、防衛庁はこれに独自の予算を配布しないことを明記している。これはかつての悲痛な体験から生み出された教訓といえるであらう。

(1) その適例として、在芝罘^{チヨウ}能勢領事代理と本省間との往復記録があるので、その原文をかゝげることにはしたい。これは、最初外務本省から次の訓令が行き、それに対する返信があつたのである。

明治廿二年四月十三日起草

河上

同〃年〃月日〃 発遣

送第百五十二号

大臣

大隈

通商局長

次官周蔵

政務課長

機密

在芝罘

能勢書記生殿

大隈大臣

海軍參謀本部員海軍大尉安原金次昨年中兵事視察ノ為メ貴港ニ渡航之處參謀部長ヨリ添書ヲ以貴館内ニ宿泊之儀依頼有之為其目下マテ貴館ニ寄留罷在候処本人視察上之都合モ有之候得者領事館書記生又ハ通弁見習之名儀ヲ以軍艦訪問隨行等之便ヲ得度旨申出候ニ付如何取計可然哉内訓致様三月十六日付 機密第廿一号ヲ以御申出之處全体宿泊云々之儀ニ付而モ參謀部長ヨリ当省江依頼相成候次第第二無之候ヘハ貴館ニ於テハ強而都合致スニ不及儀ニ有之候又此度之申出之如キモ果テ其必要有之候ヘハ本人ヨリ參謀部に申出同部ヨリ当省江照会相成可然モノニ有之候而其手続無之以上ハ妄ニ領事館員之名義ヲ利用為致儀ハ不相成候間左様御心得相成度候右回答ニ及候也

右趣旨は、領事館側として軍人を許容することに消極的な方針を示したものであつたが、其後本省に対する能勢領事代理からの右記申進に対しては、頭書に「勘考物先ツ不同意」という栗野慎一郎政務局長のコメントがついている。大臣武揚、次官林董の印があるところから軍部の要求が通つたわけで

ある。

(2) 海軍で匿名の契機となつたのは、前記安原大尉の一件であると思われる。

機密第貳拾卷号

海軍參謀部員海軍大尉安原金次昨年十二月中兵事視察トシテ、海軍留學生ノ名儀ヲ以来港尔来當領事館内ニ寓居致居候、抑々同官派出之儀ハ昨年五月半 兒王海軍大佐寄港ノ際 前任林副領事ト協議有之候趣ニテ 安原大尉携帶シ来リ候 仁礼參謀本部長添書中追書ノ趣意ニ基キ 當館公務所内ノ武室ヲ貸渡シ 尚外國人並ニ清國官民ヘハ同官ハ元海軍士官ニテ當時支那語研究旁當館ニ滞在致居候趣ヲ以テ前任副領事ヨリ披露相成候儀ニ有之候 然ルニ同官ニハ追々清國文武官並在留外國人トモ交際ヲ為シ 殊ニ清國軍艦ニモ公然訪問シ其乗員等ト交通スルニ當リ 留學生ノ名儀ニテハ便宜ヲ得ザル廉不踴候ニ付 當館屬員タルヲ表示スベキ則領事館書記生 Chancelier 又ハ通弁見習 Student Interpreter ノ如キ名儀相唱ヘ 又小官ニ於テ清國及外國軍艦並ニ文武官尋問ノ節ニハ右ノ資格ヲ以テ隨行致度等段々申出有之候得共 右ニ付テハ別紙仁礼參謀本部長添書ノ外本省ヨリ何等御訓達モ無シ又前任副領事ヨリモ殊更申繼モ無之候間如何取扱可然哉 至急何分ノ儀御内訓相成度 別紙相添此段相伺候也

明治二十二年三月二十六日

在芝罘領事館

書記生 能勢 辰五郎

外務次官子青木周藏殿

上述のような領事館との間に確執が生じたことから、海軍は匿名を以て派遣することが多くなつたかに見える。それは左記の示す通りである。

機密

海軍大尉安原金次清國へ視察トシテ匿名ヲ以テ出張セシメ度条旅行券御交付有之度候也

廿四年二月二十七日

海軍大臣子爵 樺山 資紀

外務大臣子爵青木周藏殿

*

一 匿名海外旅券

右ハ海軍大尉関文炳匿名ニテ視察トシテ清國ヘ派遣セシメ候ニ付テハ前書ノ通御交付相成度候也

明治二十三年六月二十四日

海軍大臣子爵 樺山 資紀

外務大臣子爵青木周藏殿

機密第二八号

本館へ海軍武官派遣中止相成度件

昨二十三年十一月中海軍參謀部ヨリ派出相成ノ海軍大尉松本有信ニハ爾來本館内ニ止宿シ専ラ当務調査致居ル処、今般帰朝被命候趣ヲ以テ近日出発ニ際シ、同氏ハ篤実温厚ニシテ執務上極テ慎重ヲ如ヘ百事小官ノ指揮監督ヲ甘受致居候ニ付在勤中幸ヒ清国官民ノ疑惑ヲ惹起スルコトナク從テ本館執務ノ妨害ヲ為スニ至ラズ頗ル好都合ニ有之候就テハ同氏ノ帰朝ト共ニ今後海軍省ヨリ代員ヲ派遣セラルルヤ否ハ未ダ承知不致候ヘ共、抑海軍參謀部ニ於テ武員ヲ当港ニ派出シタルハ去二十一年年中ニシテ、爾來三年余ニ及ヒ人ヲ交フルコト二回、其都度当館員ノ名儀ヲ以本館内ニ止宿為致候ヘ共此事タル最モ冒險ニシテ動スレバ清国文武官ノ疑惑ヲ惹起シ易キノミナラズ、為ニ本館ヲ以テ軍事探偵者ノ巢窟ト見做サレ公務上大ニ不都合ヲ被ルニ至ル事ハ必然ニ有之而シテ右派出員ニ於テ本港在勤中如何ニ巧妙ニ仮扮他ヲ欺クト難モ異日乘艦執務ノ際ニ至ラバ忽チ暴露すべきハ勿論ニシテ、遂ニ清国官吏ノ猜疑心ヲ起サシメ、為ニ兩國ノ交誼ヲ傷クルニ至ルコトナシトモ難申、小官ニ於テモ為ニ平素苦慮罷在候次第ニ有之候、尤右武員ヲ派出スルノ必要ハ目下主トシテ北洋水師ノ舉動旅順威海衛等ノ形況ヲ海軍省ニ報告スルニ止リ候ヘ共、右等報告ノ材料ハ過半小官ニ於テ探問ノ上供給スルモノニシテ、当館ヨリ時々本省ニ報告スルモノト更ニ相異無之ニ付有事ノ日ハ暫ク措キ平素前述ノ如キ危険ヲ冒シ特ニ武員ヲ派出セシムルノ必要無之様相認申候ノミナラズ丁如昌始メ南北洋水師各將校ニ於テモ居常我軍人ノ舉動ニ就キ猜疑ヲ懷キツツアル折柄右様軍事探偵員ノ本館内ニ居ルヲ発露致候節ハ彼我交際上前途ニ大ナル障害ヲ与フルニ至ルモ難斗ニ付、海軍省派出武官ヲシテ当館員ノ名義ヲ以テ館内ニ止宿セシムル儀ハ当分見合セ相成候方得策ニ可有之見込ニ有之候尤モ北洋水師並ニ旅順威海衛等ノ景況ヲ探知セント欲セバ寧ロ英米独等各國ノ如ク常時一二隻ノ砲艦ヲ北洋ニ派遣シ名ヲ本邦在留人保護ニ藉リ以テ其現狀ヲ視察スル方事實穩當ニシテ又彼レノ猜疑心ヲ起スノ患無之ノミナラス、却テ十分ノ調査ヲ為シ得可申存候間卑見御審査ノ上其筋へ御協議相成候様致度此段申進候也

明治廿四年十二月三日

在芝罘領事代理 能勢辰五郎（印）

外務大臣子爵 榎本武揚殿

爾後匿名は、海軍大尉八代六郎浦塩派遣（二十三年七月—二十六年四月）の場合も同様であつた。欧来以外の場合には、ロシア、清国など大陸へ派遣のようにそれが通例となつたかの如くである。前述、松本大尉、今井大尉外二名、関大尉、滝川大尉、黒井大尉、島崎大佐、西山大尉、外波中佐（香港）玉利大佐（上海香港）、森中佐（新嘉坡）、東条大尉（香港）、宮治大尉（上海）、がそれである。

（3）戦後インドネシア防衛駐在官たりし左近允尚敏海將の示唆により、この点の認識をもつことが出来た。

六 結 び

在外武官の沿革を辿るとき、そこに一貫して見出されることは、軍部が海外派遣、出張に関する限り、すべて外務省の經由、或は配慮を要請せざるを得なかつたことである。いゝかえるならば、陸海軍ともに外務省の手を煩わし厄介になつていくということであり、それは外務省に対する負い目であると共に、外交と軍事との接点を管掌する外務省の存在理由を浮彫りにしていることである。この外務省の助力によつて、軍部がその目的を達成したことは少くない。たとえ一人の軍人の海外出張も、その任務を果たすためには外務省の力を借りなければならなかつたのである。上は将官クラスの海外視察から、下は中少尉の士官クラスの軍事研究留学に至るまで、その外国に赴く必要があるときは、旅券発行の末端事務で外務省の手を借りなければならぬ。況んや軍事調査、偵察となれば、表向きこれをかゝげられないだけに、一層外務省の配慮尽力ということが重要になつて来るのである。したがつて、在外武官の研究を通じて、いかに外務省と軍部とのかゝわりが深かつたかを知るのであるが、しかも軍事が外交に優先し、外務省の軍部に対する低姿勢の証左が見られるのである。

最後に、在外武官について全体的な総括展望を試みるならば、まず何よりも問題であるのは、何故に純軍事機能を果さない在外武官にその存在理由があるのかということである。低次元のスパイ機能を果す在外武官は今や時代後れであり、さりとて留学生型を含めての駐在武官系統の在外武官も花盛りであるとはいえない。たゞ在外武官に共通していえることは、一般軍人とは別の任務、非軍事的職掌をもつていることであり、しかも、国際化時代の今日においては、この側面を担当する軍人の重要性が高まつているということである。

こゝで重要なのは、在外武官の在り方である。総じて在外武官が本国のためにさまざまな形で奉仕することはいうまでもないが、それがすべて自国に向つてインプットする自国志向型のみでなく、任地にあつて任地国に向つて傾倒する外向

型の在外武官があつたことに着目すべきである。駐在武官が本国政府の軍事代表として国際外交場裡に活動することは、必ずしも自国志向といえないとしても、積極的に他国に協力するものとはいえない。しかし在外武官の中には、積極的に他国のために尽力した軍人があつたこともまがいな事実である。

それは、かつて軍事先進国としてわが国が、中国の軍事近代化のために少なからぬ軍人を中国に送つていたことにかゝわる。この中国に対する軍事指導は、所詮わが国の大陸政策の一環として国策的見地からなされたのは否定出来ないであらう。しかし、それにも拘らず、日本軍人としての立場をこえて、純粹に中国士官育成発展のために尽瘁した軍人があつたのである。例えば、古くは明治年間、北京に客死した川喜多大治郎大佐の如きは、中国軍の側に立つて日本陸軍の行き方と反した故を以て日本憲兵によつて暗殺されたのである。川喜多大佐は一九〇五年保定の北洋軍官学校での任期を終えた後も北京に在任して、中国に骨を埋める覚悟で誠心誠意、中国のエリート士官の教育に当つたのであるが、一九〇八年（明治四十一年）日本軍の手によつて斃れたのであつた。^{（一）}

近くは、昭和十年代に入つて、南京政府顧問として中国海軍大学創設に参劃した寺岡謹平中将の例がある。その海軍大学設立の実現は見るに至らなかつたけれども、南京において中国海軍中堅将校の教育指導に誠心誠意傾倒したために中国海軍軍人を心服せしめたのであつた。たゞその在任中の昭和十二年日中戦争が勃発して、日中關係は敵対することになり、かつての教え子たりし海軍将校は蒋介石下の国民政府に走つた結果として、師弟は相敵対するという悲痛な關係に陥つたのは悲劇であつた。

このような形の在外武官は、数多くないにせよ存在したことはたしかであり、その業績は実を結んだとはいえないに拘らず、自国志向型でない外向型在外武官の先例を示すものというべきである。

在外武官は従来、外国から自国へ向つて有利をもたらしただけの存在として、いわばテイク型の武官が大半を占めていたの

であるが、われわれは、自国の国益をこえて他国に尽力するギブ型の武官をもつべきではないかと思われる。すでに第一次大戦以後の戦後処理に参劃した事例は、国連軍に協力する軍隊、将校の在り方を示唆すると思われる。在外武官は国際秩序維持のための新しい軍人のタイプを指し示している。

(1) 陸士七期陸大第一七期卒業の川喜多大治郎大佐については、日本経済新聞 昭和五五年四月十六日所収の川喜多長政氏による「私の履歴書」 14・15 参照。砲兵大尉の後に清国武学生という特異な説明が陸大卒業記録につけられているのは注目される。

(2) 海兵四〇期、海大二四期の寺岡謹平中將には、その手に成る「滯華漫録」と題する精細な記録があり、その中の巻二十六、二十七は、中国海軍々と寝食を共にした教官「鉄労習海軍上校」に心酔した中国海軍中堅将校の感想文が収められている。

追記 本稿執筆に当つては、主として外務省外交史料館及び防衛庁防衛研究所戦史室所蔵の資料によつた。殊に前者にあつた帝國陸海軍将校海外派遣雑件五巻のファイルを参照したが、それに当つては、田中正弘史料館員の御協力を得た。なお、戦前外地に駐在の経験をもつ陸海軍武官の方々、最近では寺岡謹平海軍中將、中山定義、左近允尚敏の両海將に面晤の機会を得て、ヒアリングを通じて貴重な示唆を受けたことを感謝している。殊に、今は亡き高木惣吉(駐仏)、飯田貞固(駐伊)、矢部忠太(駐ソ)、近藤泰一郎(駐英)の諸武官に対し深い感謝の念を捧げたいと思う。